令和６年度　第３回

河内長野市都市計画審議会

議　案　書

議案１　南部大阪都市計画区域区分の変更（諮問）
議案２　南部大阪都市計画用途地域の変更（付議）
議案３　南部大阪都市計画地区計画（小山田西地区）の決定（付議）
議案４　南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（付議）
議案５　南部大阪都市計画下水道の変更（付議）
議案６　南部大阪都市計画道路の変更（付議）

日　時　：令和７年１月 27 日（月）午前 10 時から
場　所　：河内長野市役所　８階　802 会議室

１．南部大阪都市計画区域区分の変更（諮問）

河長都計第291号
令和7年1月27日

河内長野市都市計画審議会
会長　井戸　清明　様

河内長野市長　西　野　修　平

南部大阪都市計画区域区分の変更について（諮問）

標記について、河内長野市都市計画審議会条例第2条第1項の規定により、次のように審議会に諮問します。

理　　由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている小山田西地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地の形成が確実となったことから、当該地区について、保留区域を解除し、市街化区域に編入する。

南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

１．市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

２．人口フレーム

区分＼年次	平成27年（基準年次）	令和7年（目標年次）
都市計画区域内人口	2,357.8千人	2,226.4千人
市街化区域内人口	2,202.4千人	2,071.8千人
配分する人口	—	2,062.5千人
保留する人口	—	9.3千人
特定保留	—	—
一般保留	—	9.3千人

総括図
縮尺 1/20,000

南部大阪都市計画区域

N

凡例		
市街化区域界		建ぺい率、容積率の表示
用途地域の表示		20/10 ― 容積率 6/10 ― 建ぺい率
第一種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
その他の地域地区の表示		
防火地域		
準防火地域		
地区計画等		
都市計画公園		
都市計画道路		
都市計画道路(廃止)		

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	外壁後退距離	高度地区
第一種低層住居専用地域	40	80	1m	第1種高度地区
	50	100	1m	−
	50	150	−	−
第一種中高層住居専用地域	60	200	−	第2種高度地区
第二種中高層住居専用地域	60	200	−	
第一種住居地域	60	200	−	第3種高度地区
第二種住居地域	60	200	−	
準住居地域	60	200	−	
近隣商業地域	80	200	−	−
	80	300	−	−
商業地域	80	400	−	−
準工業地域	60	200	−	−
工業地域	60	200	−	−

市区町村界

市街化区域へ編入する区域

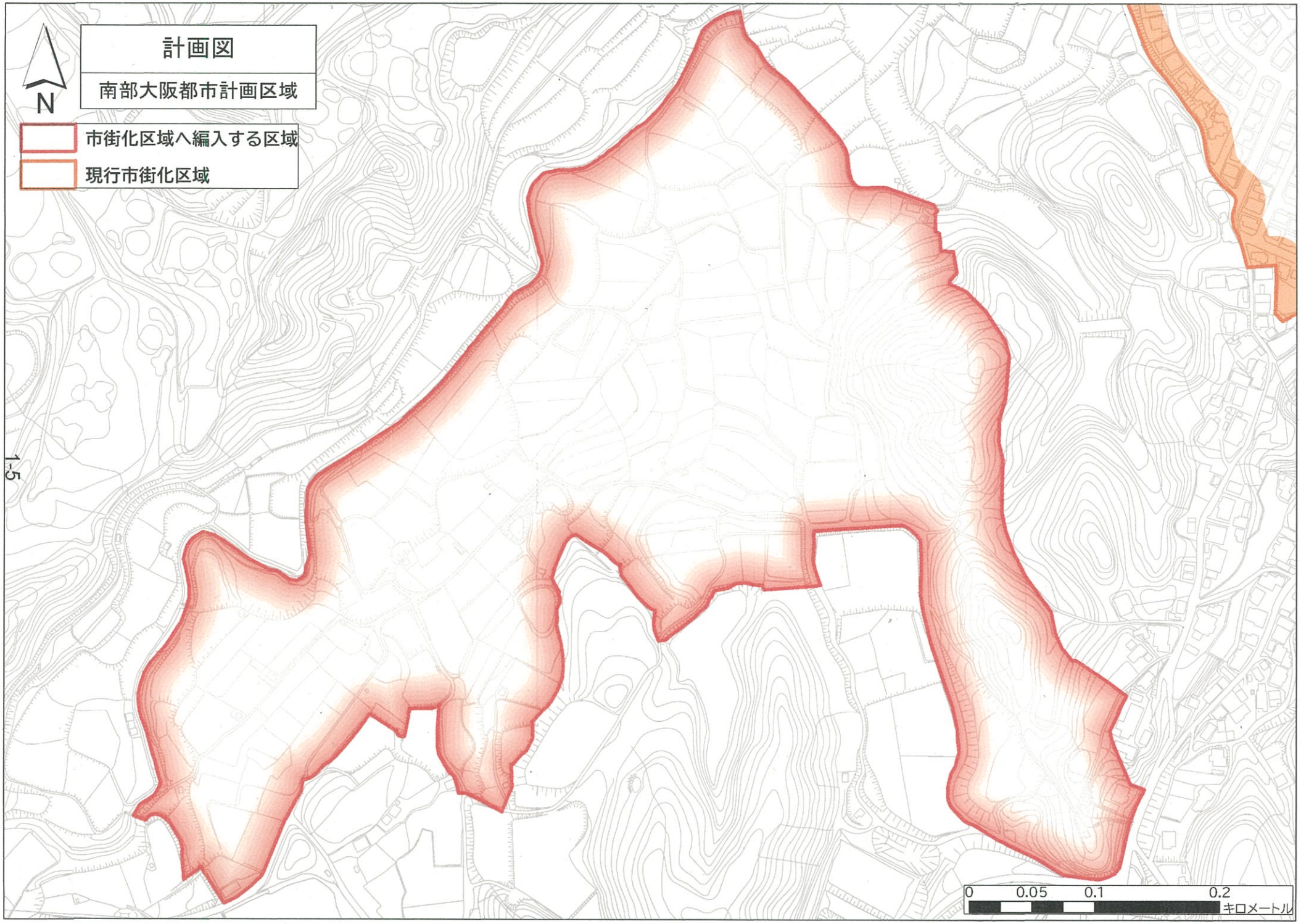
現行市街化区域

保留解除	
地区番号	
地区名	小山田西地区
面積	22.9ha
編入理由	土地区画整理事業、地区計画
土地利用	工業系

1：20，000

0　500　1,000　2,000 メートル

河内長野市


計画図
南部大阪都市計画区域
N
市街化区域へ編入する区域
現行市街化区域
0
0.05
0.1
0.2
キロメートル

２．南部大阪都市計画用途地域の変更（付議）

河長都計第291-2号
令和7年1月27日

河内長野市都市計画審議会
会長　井戸　清明　様

河内長野市長　西　野　修　平

南部大阪都市計画用途地域の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

理　　由

小山田西地区は、河内長野市都市計画マスタープランにおいて、「新たな産業地（活力創造ゾーン）」として、産業系土地利用によるまちづくりを進める地域と位置付けている。今般、小山田西地区の市街化区域の編入を契機としたまちづくりにより、新たな産業・ものづくりの拠点としての機能を持った産業用地を創出し、まちの活性を維持・向上させるため、本案のとおり用途地域を変更するものである。

南部大阪都市計画用途地域の変更(河内長野市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種　類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約　138 ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	150 ㎡	10m	8.2%
	約　457 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	150 ㎡	10m	27.3%
	約　4.0 ha	15/10 以下	6/10 以下	— m	150 ㎡	10m	0.2%
小　計	約　598 ha						35.7%
第一種中高層住居専用地域	約　343 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	20.4%
小　計	約　343 ha						20.4%
第二種中高層住居専用地域	約　230 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	13.7%
小　計	約　230 ha						13.7%
第一種住居地域	約　81 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	4.8%
	約　ha						
小　計	約　81 ha						4.8%
第二種住居地域	約　204 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	12.2%
小　計	約　204 ha						12.2%
準住居地域	約　21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	1.3%
小　計	約　21ha						1.3%
近隣商業地域	約　3.3 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	80 ㎡	—	0.2%
	約　27 ha	30/10 以下	8/10 以下		80 ㎡		1.6%
小　計	約　30 ha						1.8%
商　業　地　域	約　11 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	80 ㎡	—	0.6%
小　計	約　11 ha						0.6%
準工業地域	約　95 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	5.7%
小　計	約　95 ha						5.7%
工　業　地　域	約　64 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	3.8%
小　計	約　64 ha						3.8%
合計	約 1,677ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

総括図	令和６年度 南部大阪都市計画 用途地域の変更 （河内長野市決定）
S = 1／20，000	

凡例		
市街化区域界		建ぺい率、容積率の表示
用途地域の表示		
第一種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
その他の地域地区の表示		
防火地域		
準防火地域		
地区計画等		
都市計画公園		
都市計画道路		
都市計画道路（廃止）		

20／10 ---- 容積率

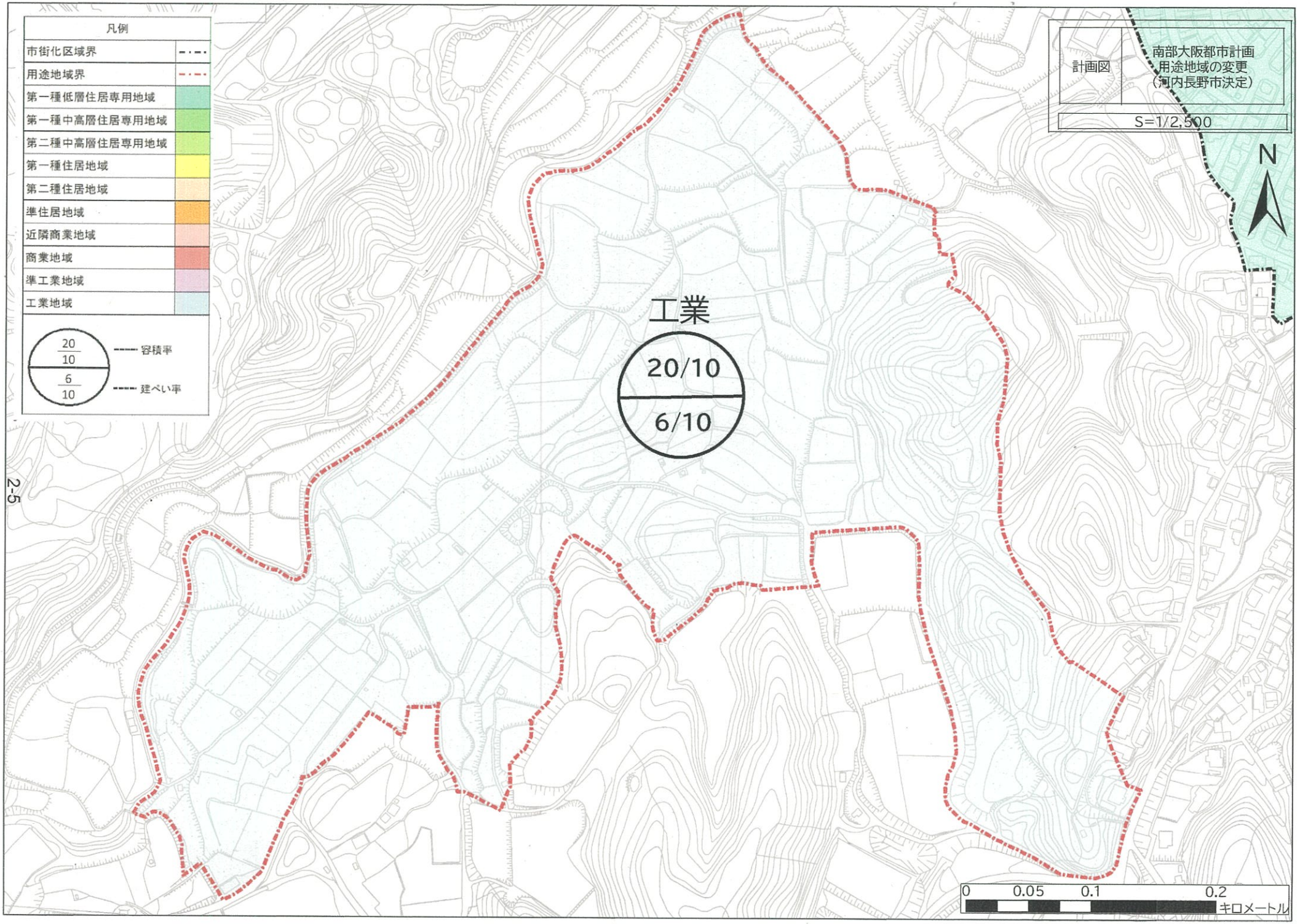
6／10 ---- 建ぺい率

用途地域	建ぺい率（%）	容積率（%）	外壁後退距離	高度地区
第一種低層住居専用地域	40	80	1m	第1種高度地区
	50	100	1m	－
	60	150	－	－
第一種中高層住居専用地域	60	200	－	第2種高度地区
第二種中高層住居専用地域	60	200	－	
第一種住居地域	60	200	－	第3種高度地区
第二種住居地域	60	200	－	
準住居地域	60	200	－	
近隣商業地域	80	200	－	－
	80	300	－	－
商業地域	80	400	－	－
準工業地域	60	200	－	－
工業地域	60	200	－	－

N

1：20，000

0　500　1,000　2,000 メートル


凡例
市街化区域界
用途地域界
第一種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
20/10
容積率
6/10
建ぺい率
計画図
南部大阪都市計画
用途地域の変更
（河内長野市決定）
S=1/2,500
N
工業
20/10
6/10
0
0.05
0.1
0.2
キロメートル

上段　　変更後

新旧対照表　　下段（　）内変更前

種　類	面積	建築物の容積率	建築物の建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備考
第一種低層住居専用地域	約　138 ha	8/10 以下	4/10 以下	1.0m	150 ㎡	10m	8.2%
	約　457 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	150 ㎡	10m	27.3%
	約　4.0 ha	15/10 以下	6/10 以下	— m	150 ㎡	10m	0.2%
小　計	約　598 ha						35.7%
第一種中高層住居専用地域	約　343 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	20.4%
小　計	約　343 ha						20.4%
第二種中高層住居専用地域	約　230 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	13.7%
小　計	約　230 ha						13.7%
第一種住居地域	約　81 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	4.8%
小　計	約　81 ha						4.8%
第二種住居地域	約　204 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	12.2%
小　計	約　204 ha						12.2%
準住居地域	約　21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	1.3%
小　計	約　21ha						1.3%
近隣商業地域	約　3.3 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	80 ㎡	—	0.2%
	約　27 ha	30/10 以下	8/10 以下		80 ㎡		1.6%
小　計	約　30 ha						1.8%
商　業　地　域	約　11 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	80 ㎡	—	0.6%
小　計	約　11 ha						0.6%
準工業地域	約　95 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	5.7%
小　計	約　95 ha						5.7%
工　業　地　域	約　64 ha (41)	20/10 以下	6/10 以下	—	80 ㎡	—	3.8%
小　計	約　64 ha (41)						3.8%
合計	約 1,677ha (1,654)						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

３．南部大阪都市計画地区計画（小山田西地区）の決定（付議）

河長都計第291－３号
令和７年１月27日

河内長野市都市計画審議会
会長　井戸　清明　様

河内長野市長　西　野　修　平

南部大阪都市計画地区計画（小山田西地区）の決定について（付議）

標記について、都市計画法第19条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

理　　由

本区域は、新たに整備が予定されている都市計画道路大阪河内長野線沿道に位置する地区であり、河内長野市都市計画マスタープランでは、本地区を、「活力創造ゾーン」として、「本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、産業系の土地利用を主とした計画的なまちづくりを進める地域」として位置づけている。

このようなポテンシャルの高い立地条件を活かしつつ、雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、本地区を市街化区域へ編入することに伴い、用途地域の変更と併せて地区計画を定めるものである。

南部大阪都市計画地区計画の決定（河内長野市決定）
都市計画小山田西地区地区計画を次のように決定する。

１．地区計画の方針

名　　称		小山田西地区地区計画
位　　置		河内長野市小山田町地内
面　　積		約２２．９ｈａ
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は新たに整備が予定されている都市計画道路大阪河内長野線沿道に位置する地区である。 河内長野市都市計画マスタープランにおいては、本地区を、「活力創造ゾーン」として、「本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、産業系の土地利用を主とした計画的なまちづくりを進める地域」として位置付けている。 このようなポテンシャルの高い立地条件を活かしつつ、社会情勢や地域の実情に応じた適切な土地利用を進めるため、土地区画整理事業の実施と併せて地区計画を定めることにより、雇用の創出による地域経済の活性化を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として工場等を誘致することで雇用の創出による地域経済の活性化を図る。
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標を達成するため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度、垣又はさくの構造の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度を定める。
	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	秩序ある市街化を図るため、土地区画整理事業により、道路・公園等の都市基盤施設の整備及び緑地の確保を図り、整備後もこれらの都市基盤施設の機能等を保全する。 また、当該事業により、河川への雨水流出が増加することから、下流河川に悪影響を及ぼさないよう、大和川下流域調整池技術基準（案）に適合した流出抑制施設（調整池）を区域内に設ける。

２．地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 （１） 工場 （２） 倉庫業を営まない倉庫 （３） 事務所 （４） 危険物の貯蔵又は処理に供するもの （５） 前各号の建築物に附属するもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から地区計画の区域外の隣地境界線までの距離は、５．０メートル以上とする。
		建築物の敷地面積の最低限度	１，０００平方メートル以上
		垣又はさくの構造の制限	１　道路に面する垣又はさくは、生け垣あるいはネットフェンス、鉄柵等透視可能で、開放性のあるものとし、ブロック塀その他これらに類するものは築造してはいけない。 ２　前項の規定は、次のいずれかに該当する場合については、適用しない。 （１）高さ０．６メートル以下のもの
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根、外壁等の形態及び色彩は景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落着いた形状・色合いのものとする。
		建築物の緑化率の最低限度	１００分の２０
備　考			

位置及び区域は計画図表示のとおり

総括図	令和６年度 南部大阪都市計画 地区計画の決定 （河内長野市決定）

S = 1／20，000

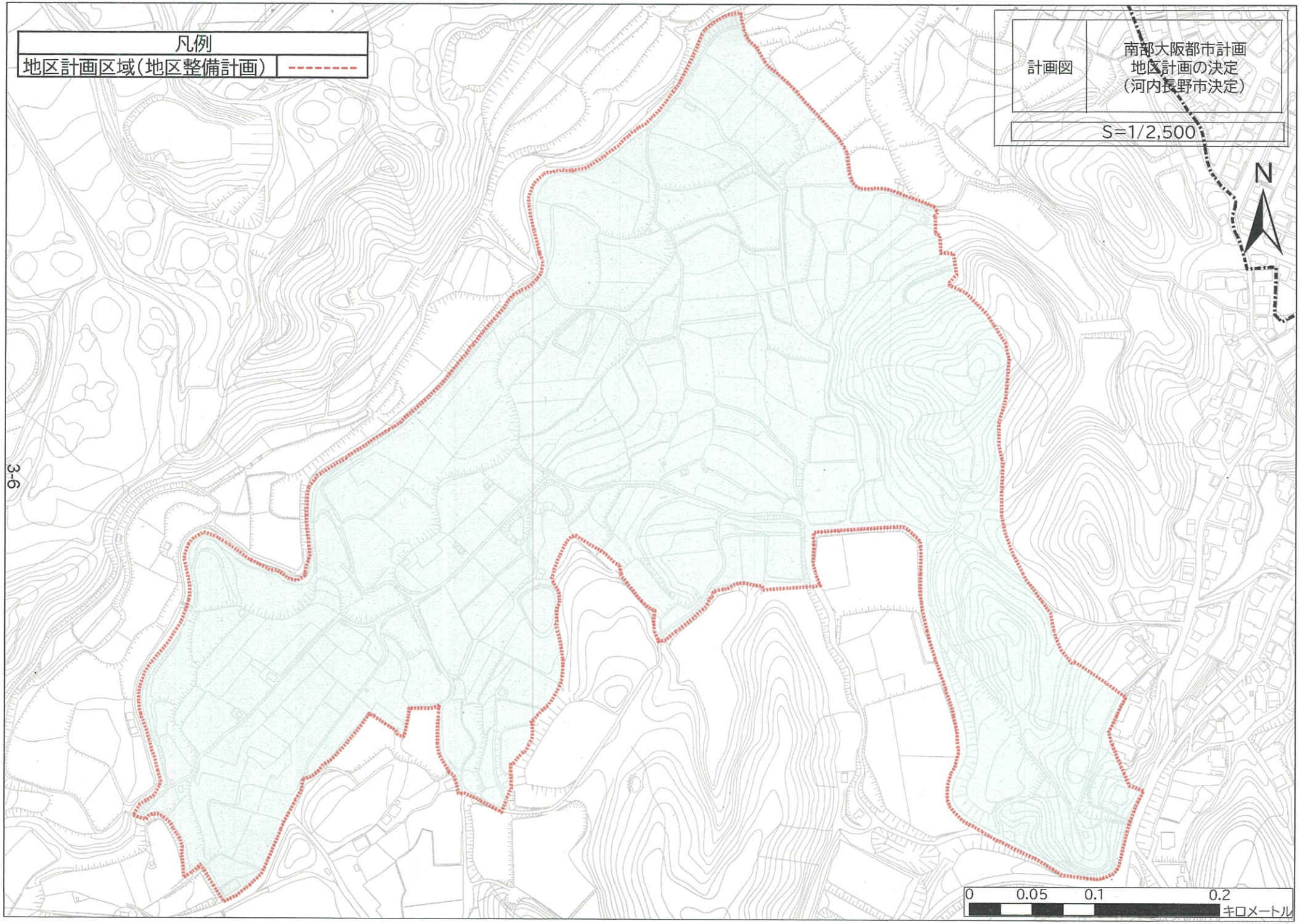
N

凡例		
市街化区域界		建ぺい率、容積率の表示
用途地域の表示		
第一種低層住居専用地域		20/10 容積率 6/10 建ぺい率
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
その他の地域地区の表示		
防火地域		
準防火地域		
地区計画等		
都市計画公園		
都市計画道路		
都市計画道路（廃止）		

用途地域	建ぺい率（%）	容積率（%）	外壁後退距離	高度地区
第一種低層住居専用地域	40	80	1m	第1種高度地区
	50	100	1m	－
	60	150	－	－
第一種中高層住居専用地域	60	200	－	第2種高度地区
第二種中高層住居専用地域	60	200	－	
第一種住居地域	60	200	－	第3種高度地区
第二種住居地域	60	200	－	
準住居地域	60	200	－	
近隣商業地域	80	200	－	－
	80	300	－	－
商業地域	80	400	－	－
準工業地域	60	200	－	－
工業地域	60	200	－	－

1：20，000

0　500　1,000　2,000 メートル


凡例
地区計画区域(地区整備計画)
計画図
南部大阪都市計画
地区計画の決定
(河内長野市決定)
S=1/2,500
N
0
0.05
0.1
0.2
キロメートル

４．南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（付議）

河長都計第291－４号
令和７年１月27日

河内長野市都市計画審議会
会長　井戸　清明　様

河内長野市長　西　野　修　平

南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定について（付議）

標記について、都市計画法第19条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

理　　由

本区域は、新たに整備が予定されている都市計画道路大阪河内長野線沿道に位置する地区であり、河内長野市都市計画マスタープランでは、本地区を、「活力創造ゾーン」として、「本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、産業系の土地利用を主とした計画的なまちづくりを進める地域」として位置づけている。

このようなポテンシャルの高い立地条件を持つ本区域について、適切な土地利用を進め、雇用の創出による地域経済の活性化を図るため、土地区画整理事業を定める。

南部大阪都市計画土地区画整理事業の決定（河内長野市決定）

都市計画小山田西土地区画整理事業を次のように決定する

<table>
<tr><td colspan="2">名称</td><td colspan="3">小山田西土地区画整理事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">面積</td><td colspan="3">約 22.9ha</td></tr>
<tr><td rowspan="5">公共施設の配置</td><td rowspan="4">道路</td><td>種別</td><td>名称</td><td rowspan="3">これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。</td></tr>
<tr><td>3・3・216-2</td><td>大阪河内長野線</td></tr>
<tr><td>3・5・216-12</td><td>野作赤峰下里線</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他、土地利用や街区構成等を勘案の上、区画道路等を配置する。</td></tr>
<tr><td>公園及び緑地</td><td colspan="3">地区面積の 3%以上の面積を確保し、地区北部に調整池機能を備えた街区公園を整備する。
また、緑地については、地区形状に配慮して、地区界通路周辺に緑空間としての緑地を配置する。</td></tr>
<tr><td>その他の公共施設</td><td colspan="3">下水道の排水方式は分流式とし、汚水排水は管渠により、公共下水道として整備する。
また、雨水排水については、管渠及び水路を整備し、周辺地区へ悪影響を及ぼさないようにするため、調整池を配置し、下流への流出抑制を行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地の整備</td><td colspan="3">工業系を中心とした土地利用を図る。</td></tr>
</table>

「施行区域は計画図表示のとおり」

総括図
縮尺 1/20,000

南部大阪都市計画区域

N

凡例		
市街化区域界		建ぺい率、容積率の表示
用途地域の表示		
第一種低層住居専用地域		
第一種中高層住居専用地域		
第二種中高層住居専用地域		
第一種住居地域		
第二種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域		
工業地域		
その他の地域地区の表示		
防火地域		
準防火地域		
地区計画等		
都市計画公園		
都市計画道路		
都市計画道路(廃止)		

20/10 ―― 容積率
6/10 ―― 建ぺい率

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	外壁後退距離	高度地区
第一種低層住居専用地域	40	80	1m	第1種高度地区
	50	100	1m	–
	50	150	–	–
第一種中高層住居専用地域	60	200	–	第2種高度地区
第二種中高層住居専用地域	60	200	–	
第一種住居地域	60	200	–	第3種高度地区
第二種住居地域	60	200	–	
準住居地域	60	200	–	
近隣商業地域	80	200	–	–
	80	300	–	–
商業地域	80	400	–	–
準工業地域	60	200	–	–
工業地域	60	200	–	–

市区町村界

市街化区域へ編入する区域

現行市街化区域

保留解除	
地区番号	
地区名	小山田西地区
面積	22.9ha
編入理由	土地区画整理事業、地区計画
土地利用	工業系

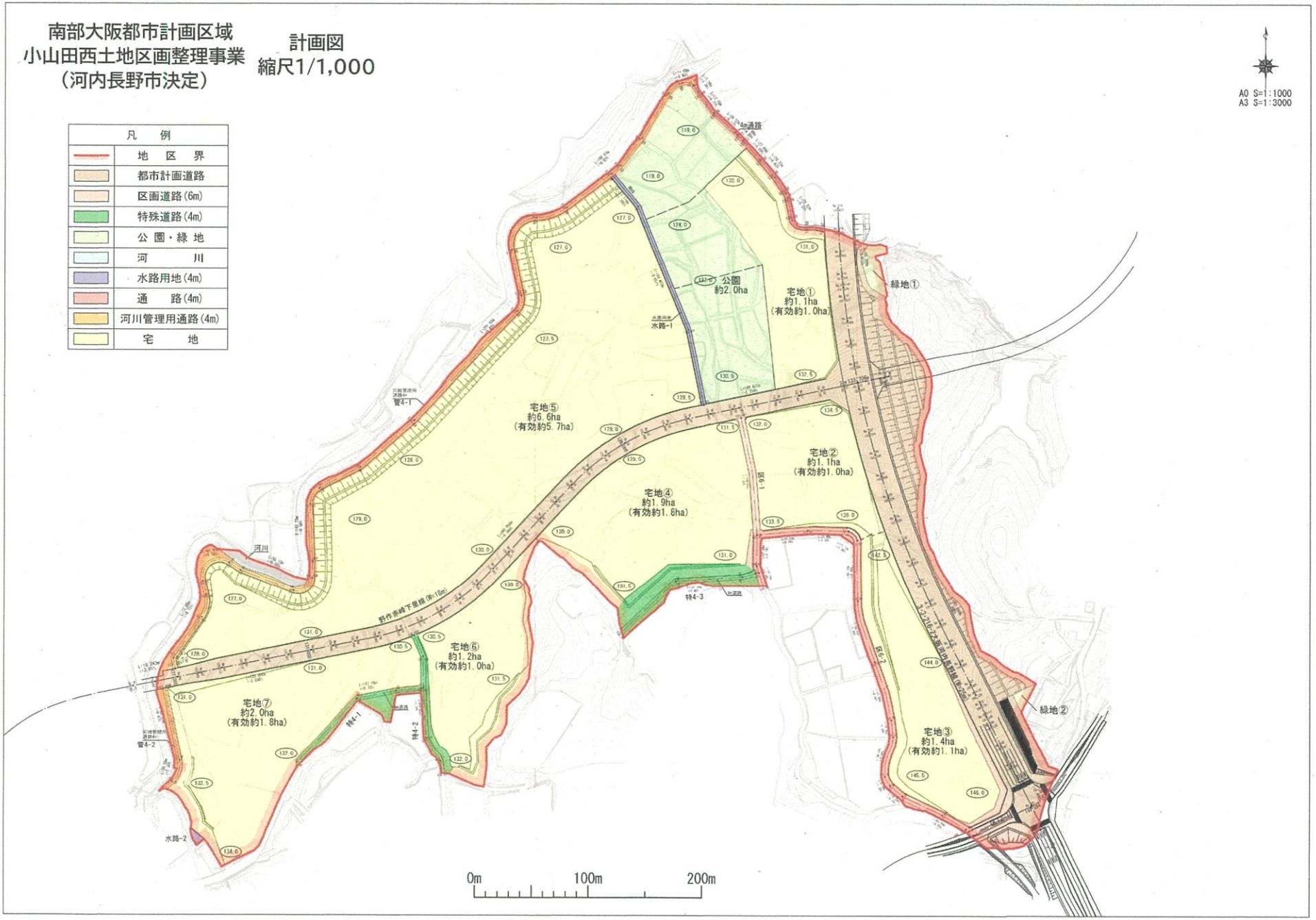
1：20，000

0 500 1,000 2,000 メートル

河内長野市

南部大阪都市計画区域
小山田西土地区画整理事業
（河内長野市決定）

計画図
縮尺1/1,000



５．南部大阪都市計画下水道の変更（付議）

河長都計第291－５号
令和７年１月27日

河内長野市都市計画審議会
会長　井戸　清明　様

河内長野市長　西　野　修　平

南部大阪都市計画下水道の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

理　　由

南部大阪都市計画河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道は、昭和49年12月に当初計画決定を告示し、良好な都市環境の整備および公共用水域の水質保全を図り下水道整備を推進している。

今回の区域は、河内長野市都市計画マスタープランにおいて「活力創造ゾーン」として、「本市の活性化に寄与する産業・ものづくりの拠点として、産業系の土地利用を主とした計画的なまちづくりを進める地域」と位置づけている。また、新たに整備が予定されている都市計画道路「大阪河内長野線」及び「野作赤峰下里線」の沿道に位置し、併せて実施する土地区画整理事業において産業用地の創出を進める予定にしており、今回、市街化調整区域から市街化区域に編入する予定である。

このことから、都市的土地利用における下水道整備を推進するため、本案の通り変更するものである。

南部大阪都市計画下水道の変更（河内長野市決定）

南部大阪都市計画河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称

河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道

2. 排水区域

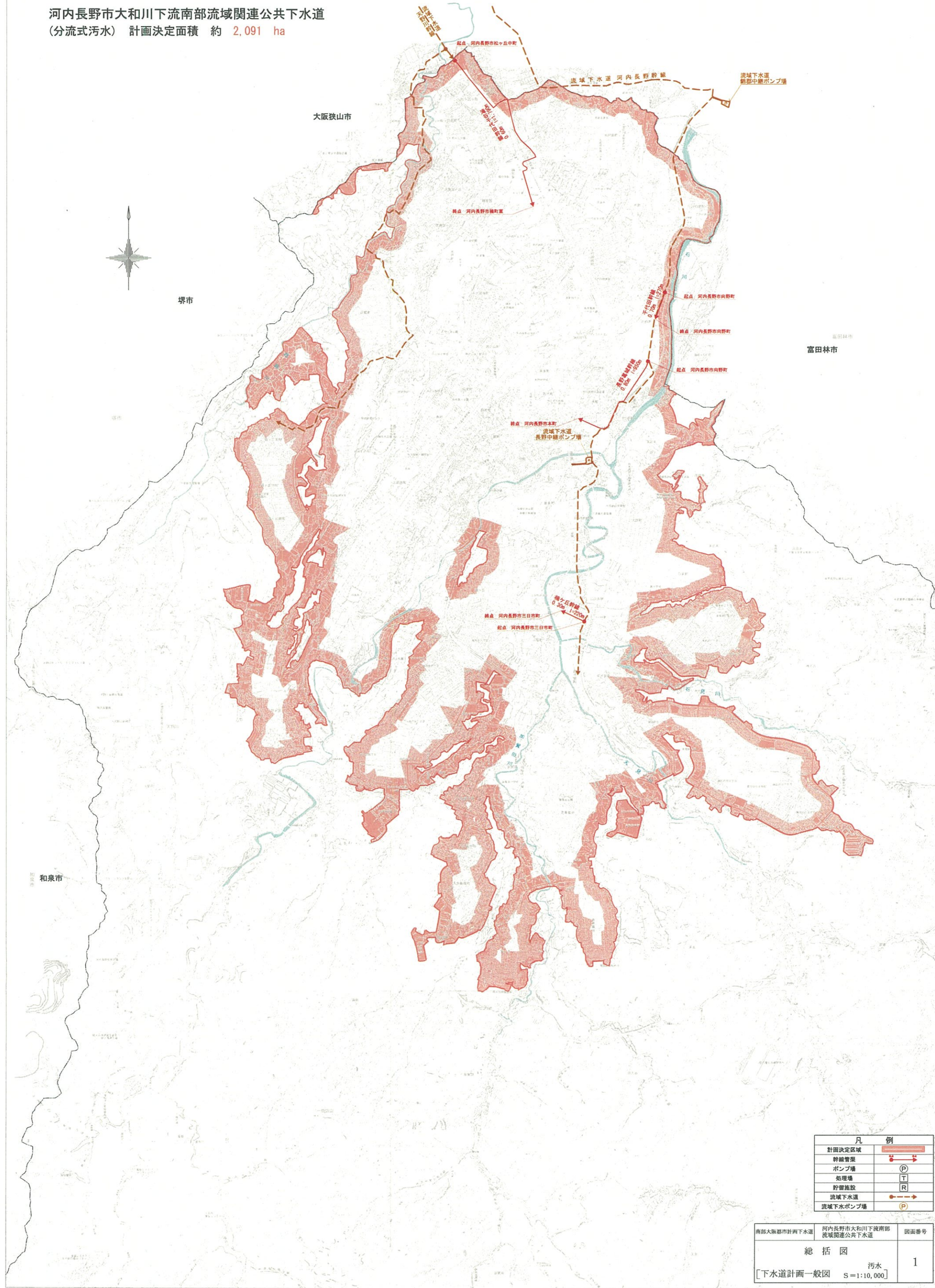
「排水区域は総括図表示のとおり」
〈備考〉面積 2,091ha（うち処理区域約 2,091ha）

3. 下水管渠

名称	位置		備考
	起点	終点	
滝谷千代田幹線	河内長野市 松ヶ丘中町地内	河内長野市 楠町東地内	汚水管渠
千代田幹線	河内長野市 向野町地内	河内長野市 向野町地内	汚水管渠
長野葛城幹線	河内長野市 向野町地内	河内長野市 本町地内	汚水管渠
楠ヶ丘幹線	河内長野市 三日市町地内	河内長野市 三日市町地内	汚水管渠
寺ヶ池雨水幹線	河内長野市 木戸東町地内	河内長野市 木戸一丁町目地内	雨水管渠
谷川雨水幹線	河内長野市 向野町地内	河内長野市 向野町地内	雨水管渠

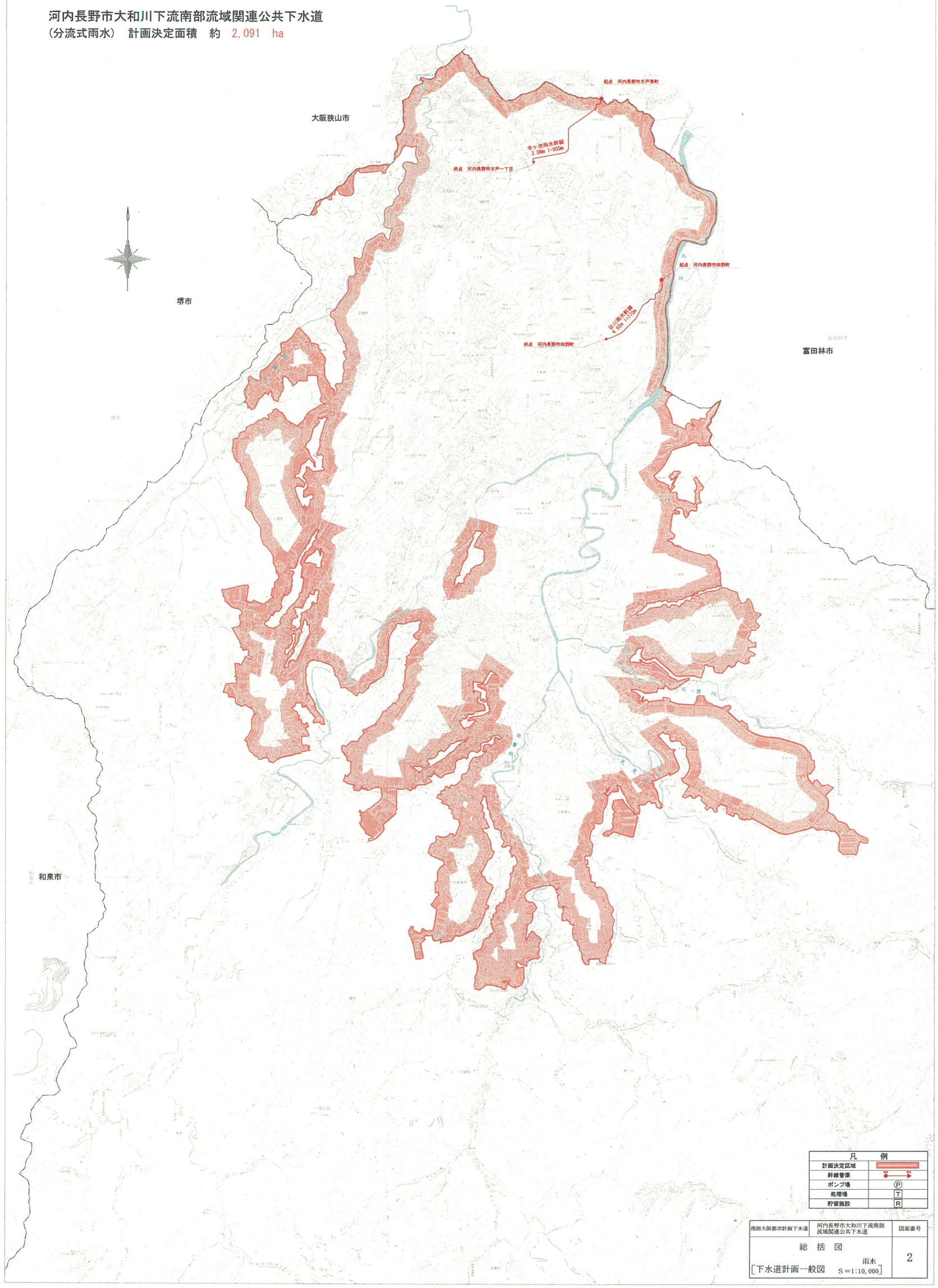
「区域は計画図表示のとおり」

河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
（分流式汚水）　計画決定面積　約　2,091　ha



南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
総　括　図 ［下水道計画一般図　汚水　S＝1:10,000］		1

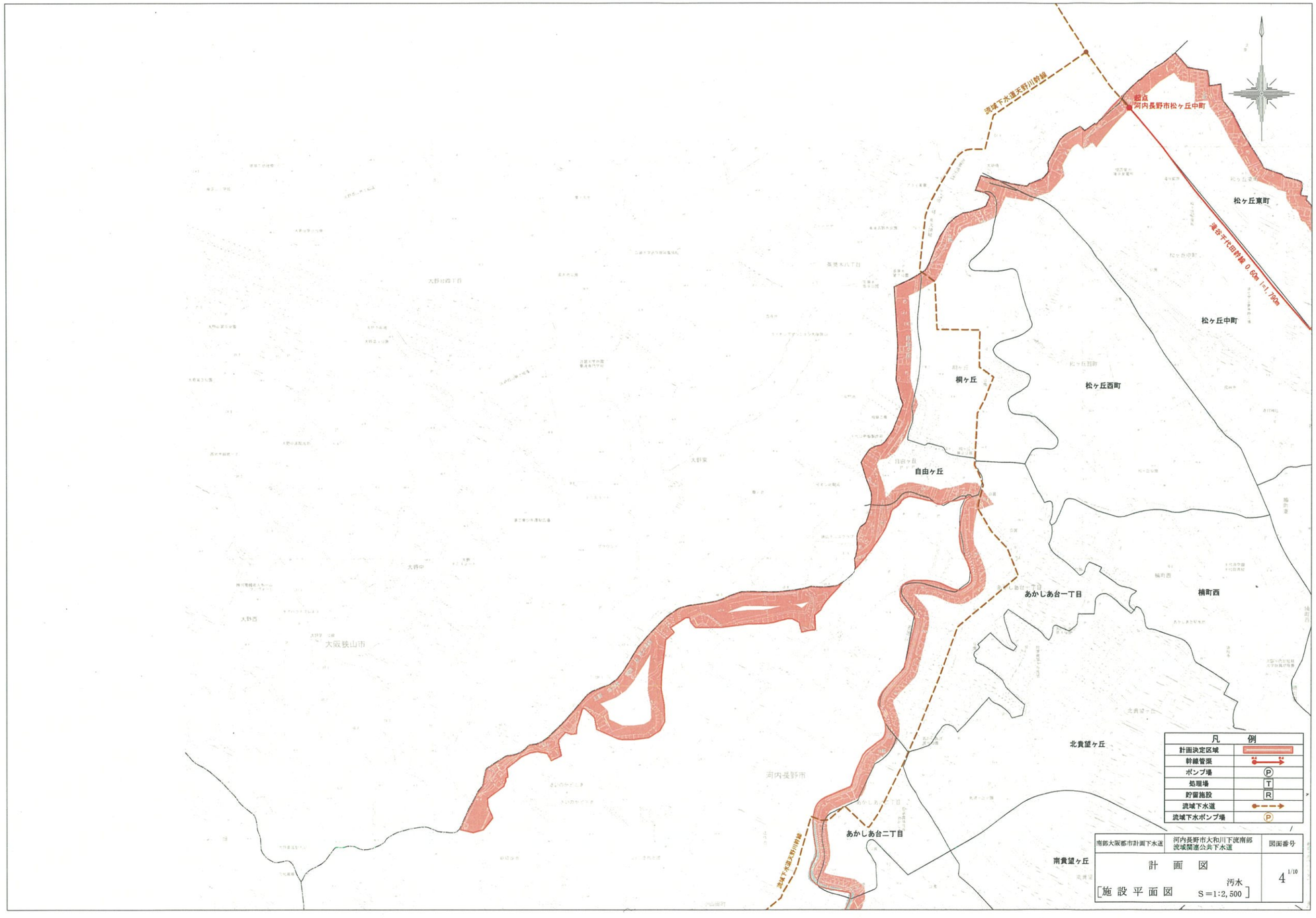
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
（分流式雨水）　計画決定面積　約　2,091　ha



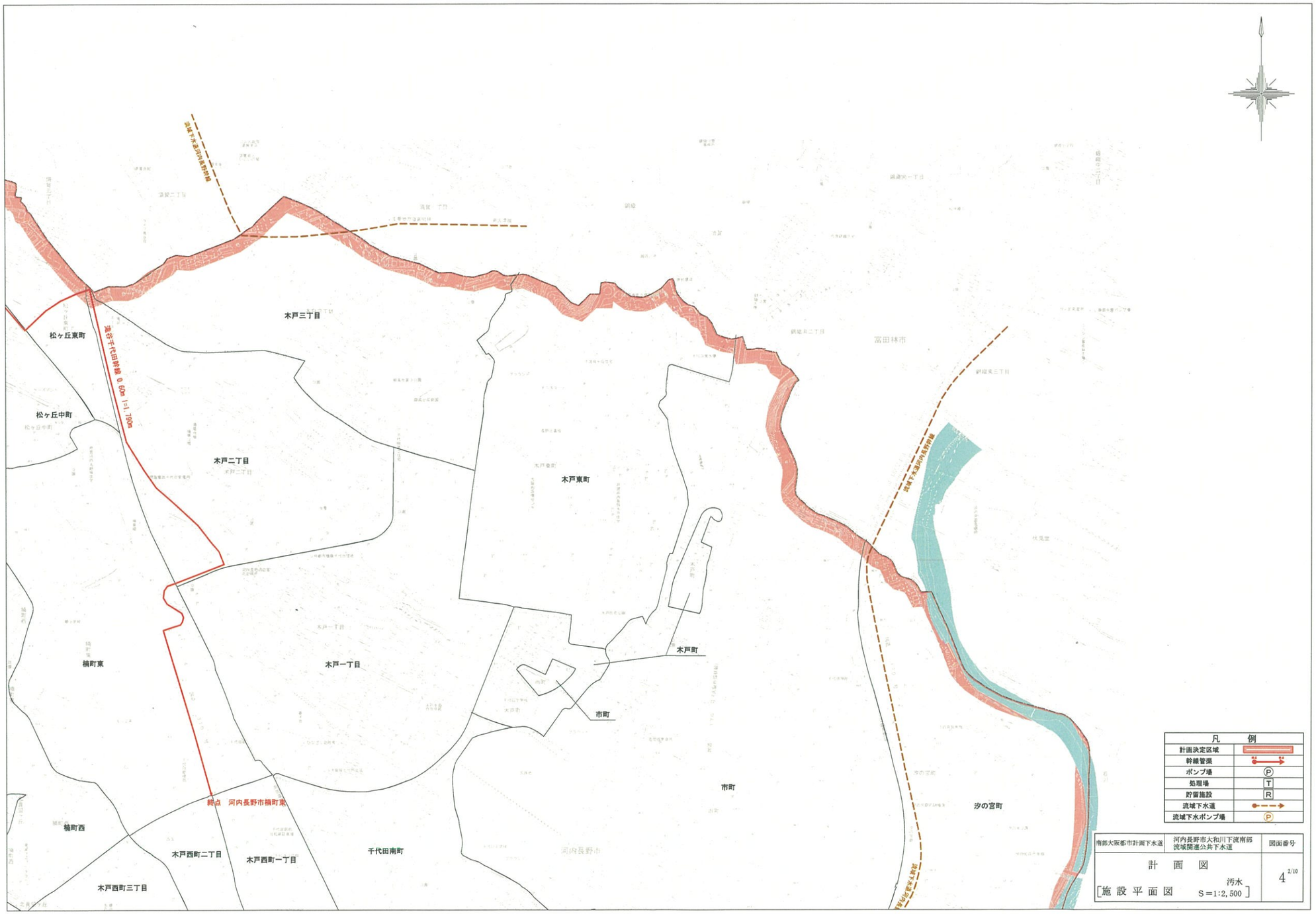
凡　例
旧計画決定区域
新計画決定区域

都市計画下水道	河内長野市大向川下流雨水幹線都市下水路公共下水道	図面番号
総括図		3
【用途地域図 S＝1:10,000】		

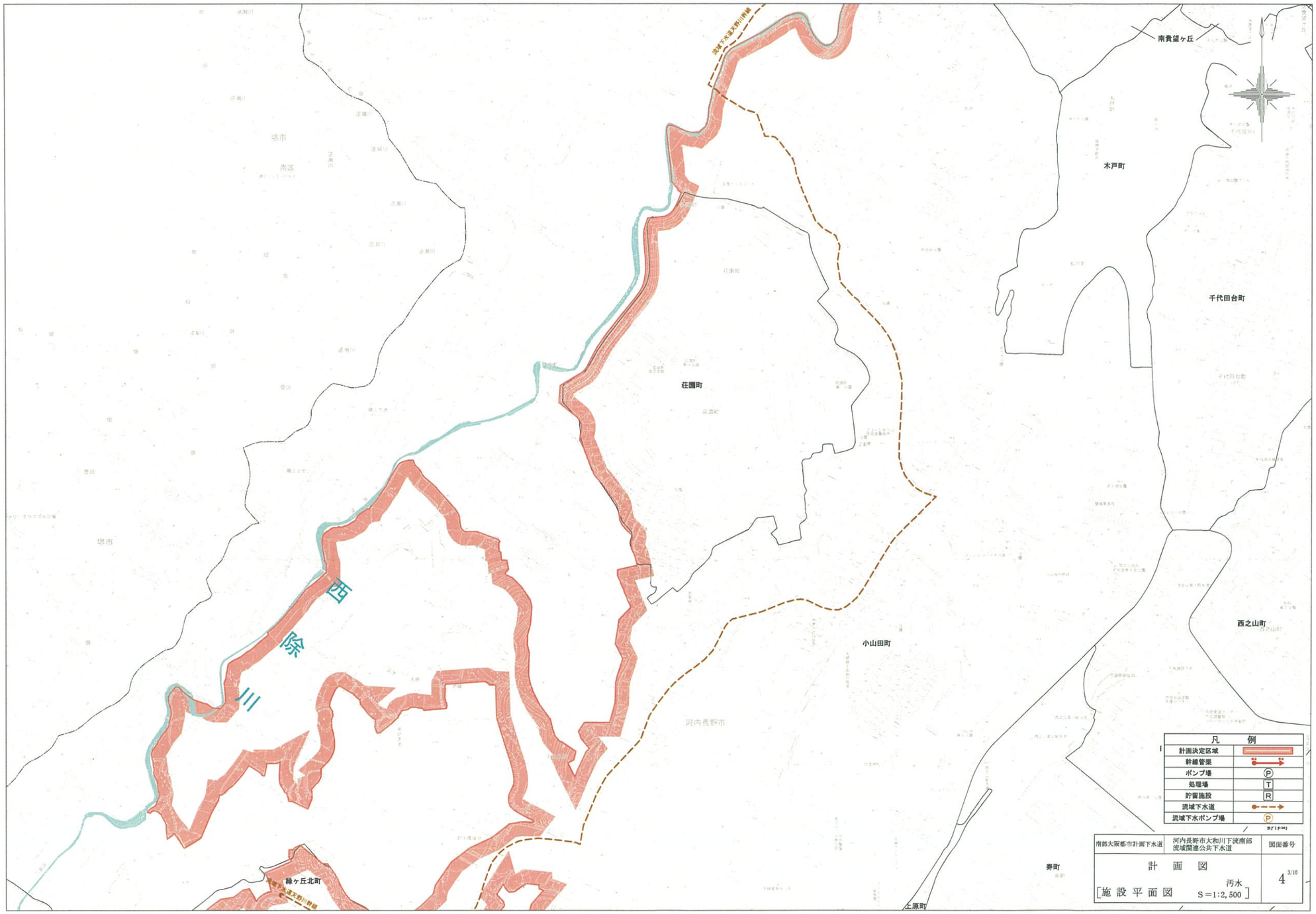
N

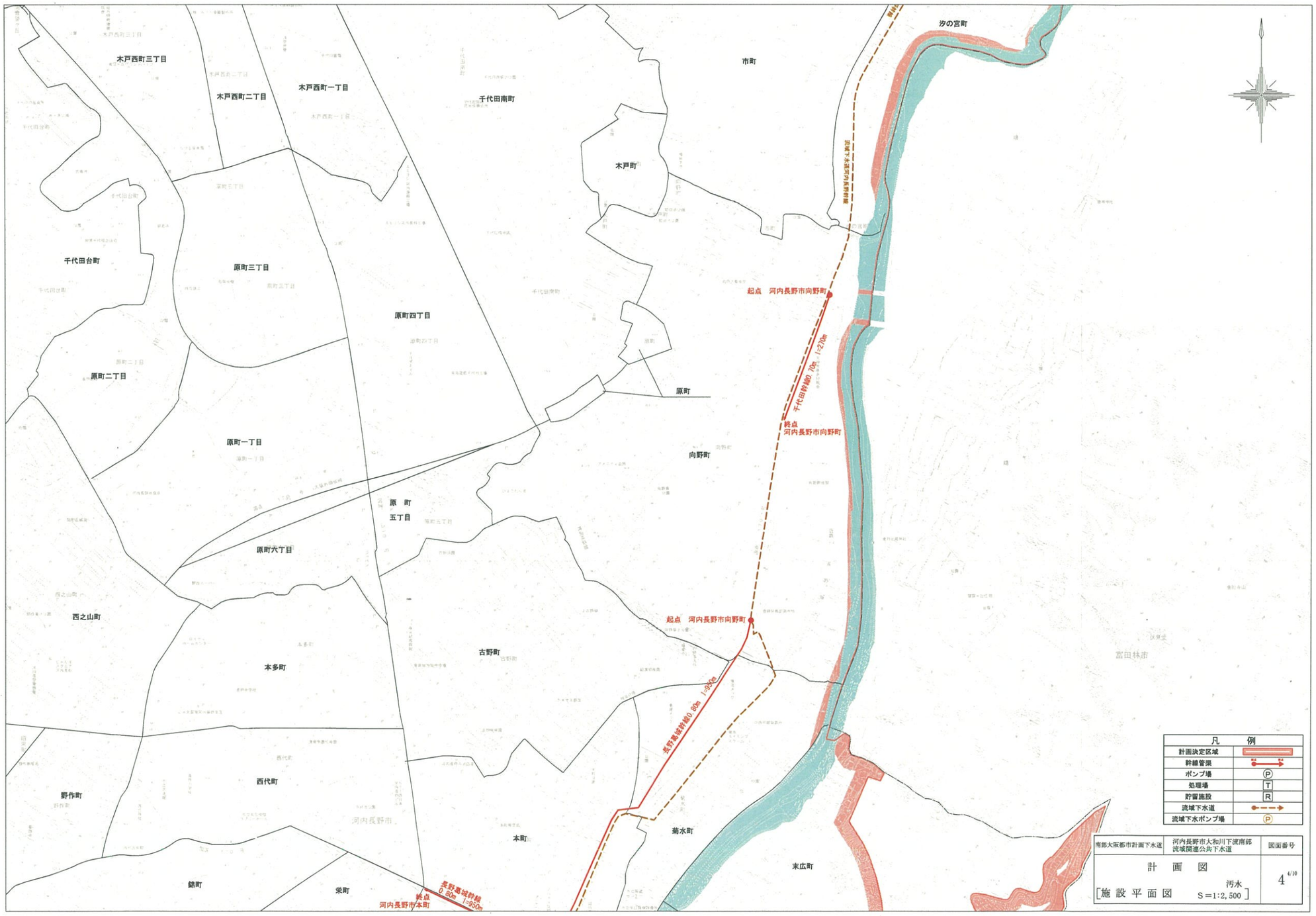


南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計画図 [施設平面図 汚水 S=1:2,500]		4 1/10

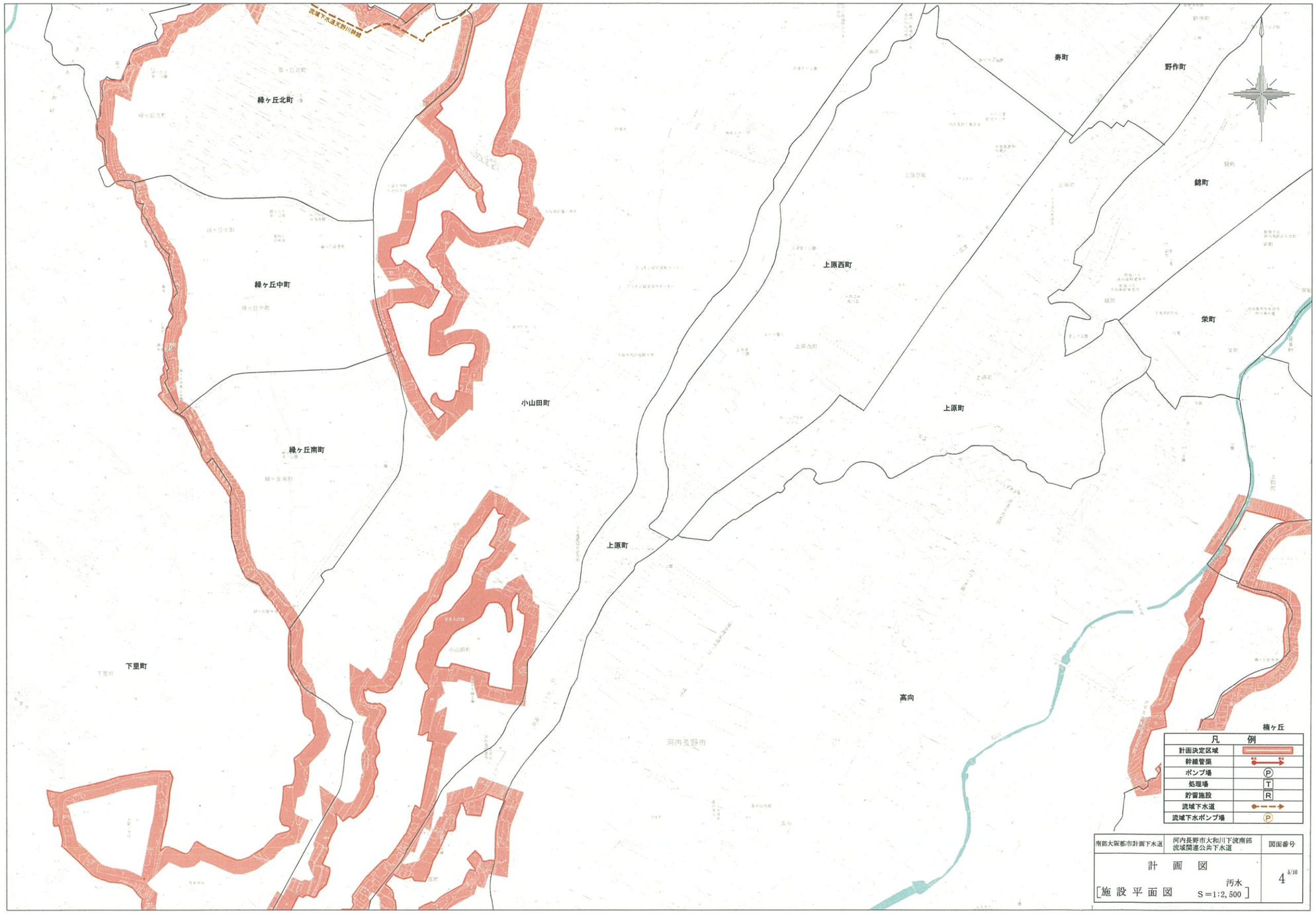


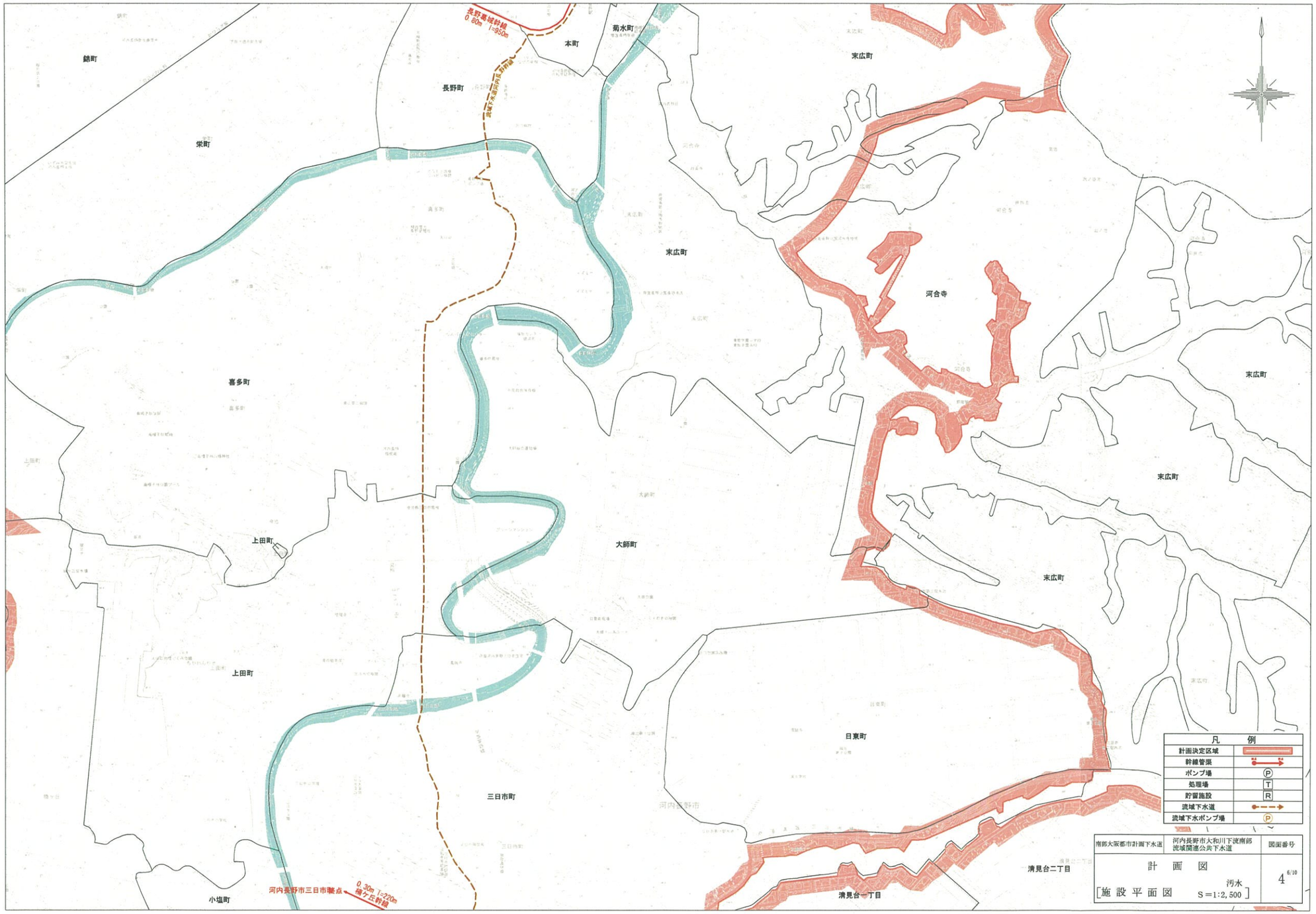
南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計画図 [施設平面図 汚水 S=1:2,500]		4 2/10

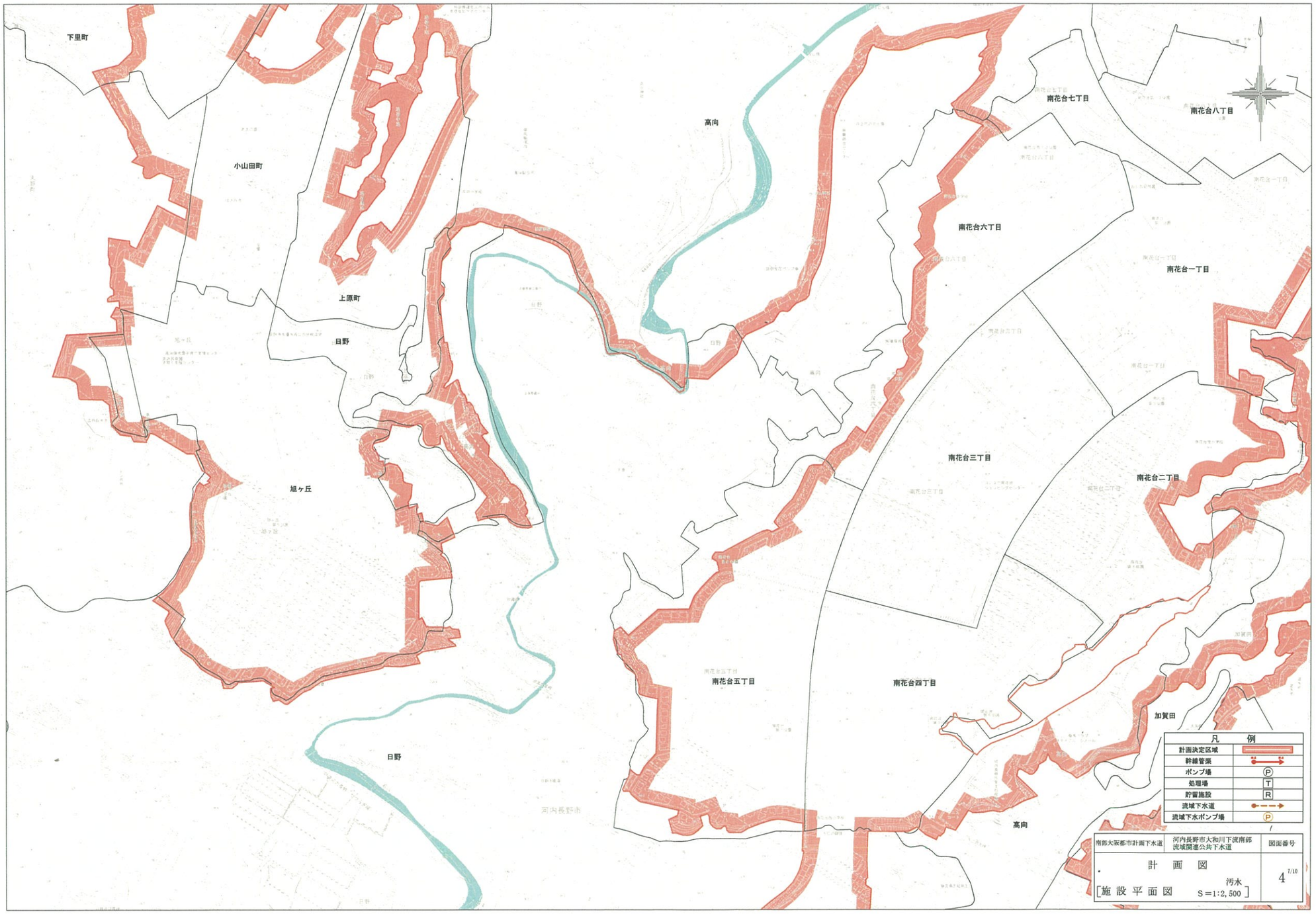

堺市
南区
堺市
河内長野市
狭山池
狭山池
狭山池

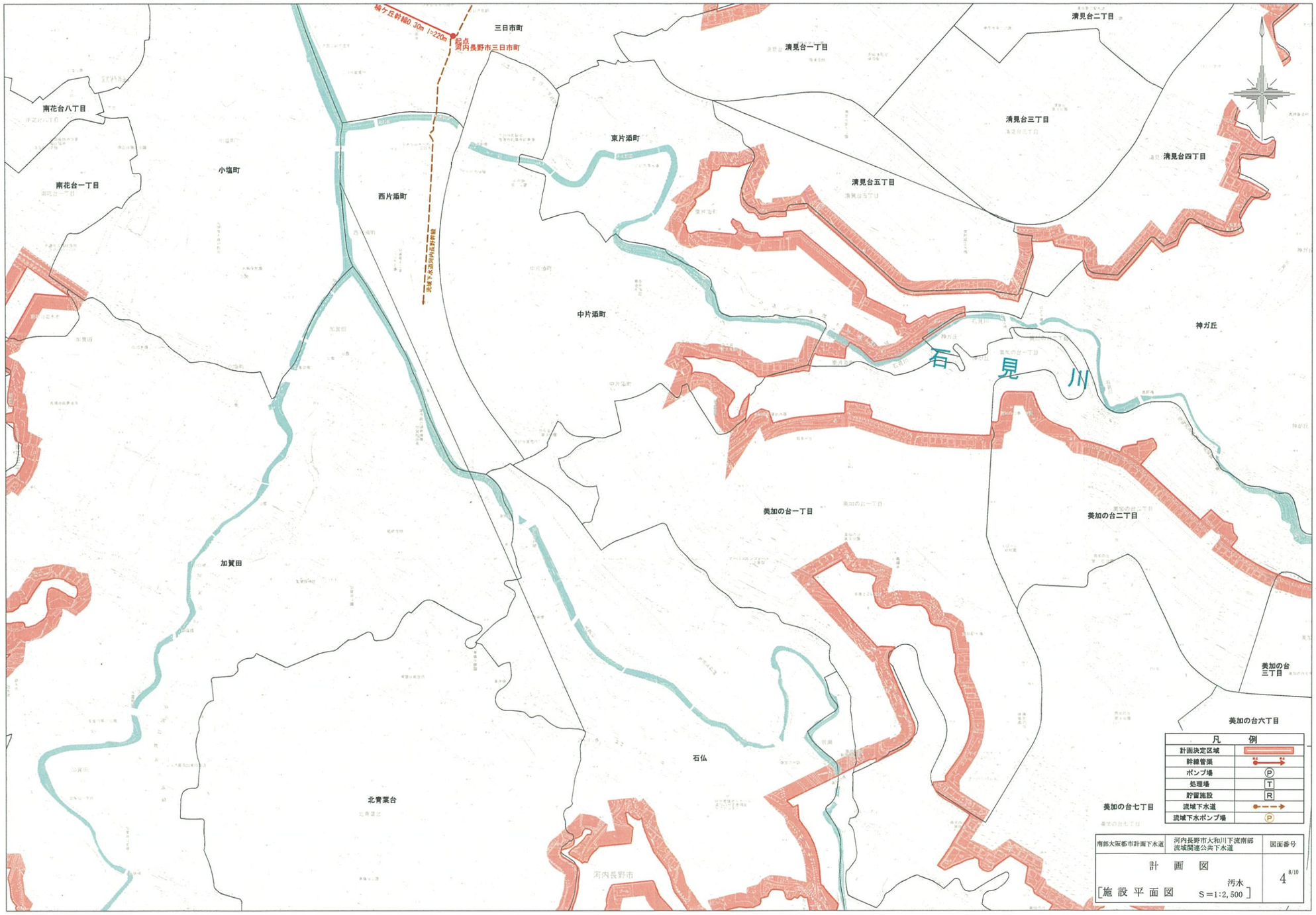


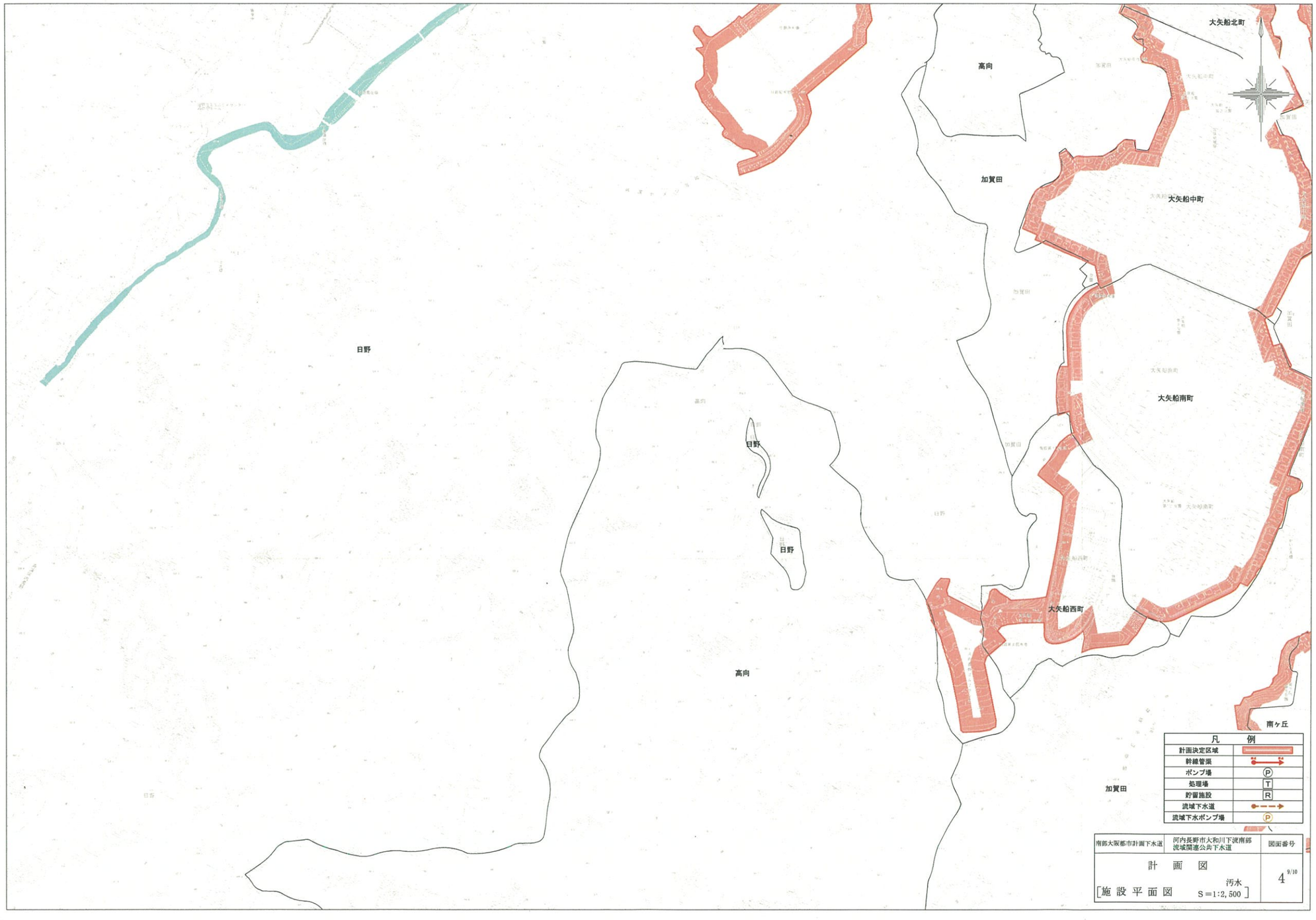
南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計　画　図 [施設平面図　汚水　S＝1:2,500]		4 4/10

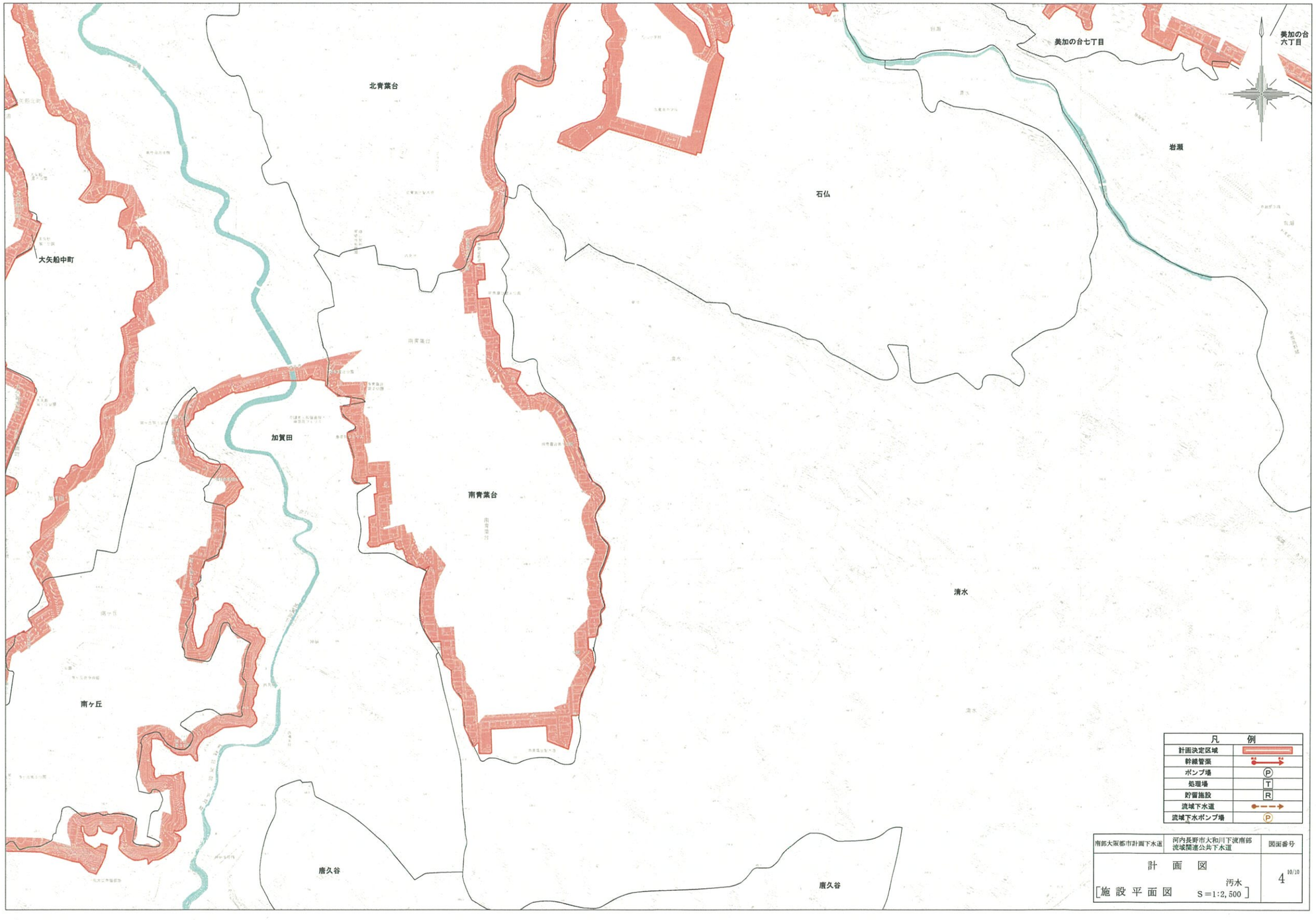

流域下水道天野川幹線
緑ヶ丘北町
緑ヶ丘中町
緑ヶ丘南町
小山田町
上原町
下里町
高向
河内長野市
寿町
野作町
錦町
栄町
上原西町
楠ヶ丘
凡例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
流域下水道
流域下水ポンプ場
P
T
R
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計画図
汚水
[施設平面図 S=1:2,500]
4 6/10


錦町
栄町
喜多町
上田町
小塩町
長野町
本町
菊水町
長野幹線
0.80m
L=950m
河内長野市三日市町
0.30m L=220m
楠ヶ丘幹線
末広町
河合寺
大師町
三日市町
日東町
清見台一丁目
清見台二丁目
河内長野市
凡例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
流域下水道
流域下水ポンプ場
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計画図
[施設平面図 S=1:2,500]
汚水
4 6/10


下里町
小山田町
上原町
日野
旭ヶ丘
日野
高向
南花台七丁目
南花台八丁目
南花台六丁目
南花台一丁目
南花台三丁目
南花台二丁目
南花台五丁目
南花台四丁目
加賀田
高向
凡　例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
流域下水道
流域下水ポンプ場
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計　画　図
汚水
[施設平面図　S＝1:2,500]
4 7/10

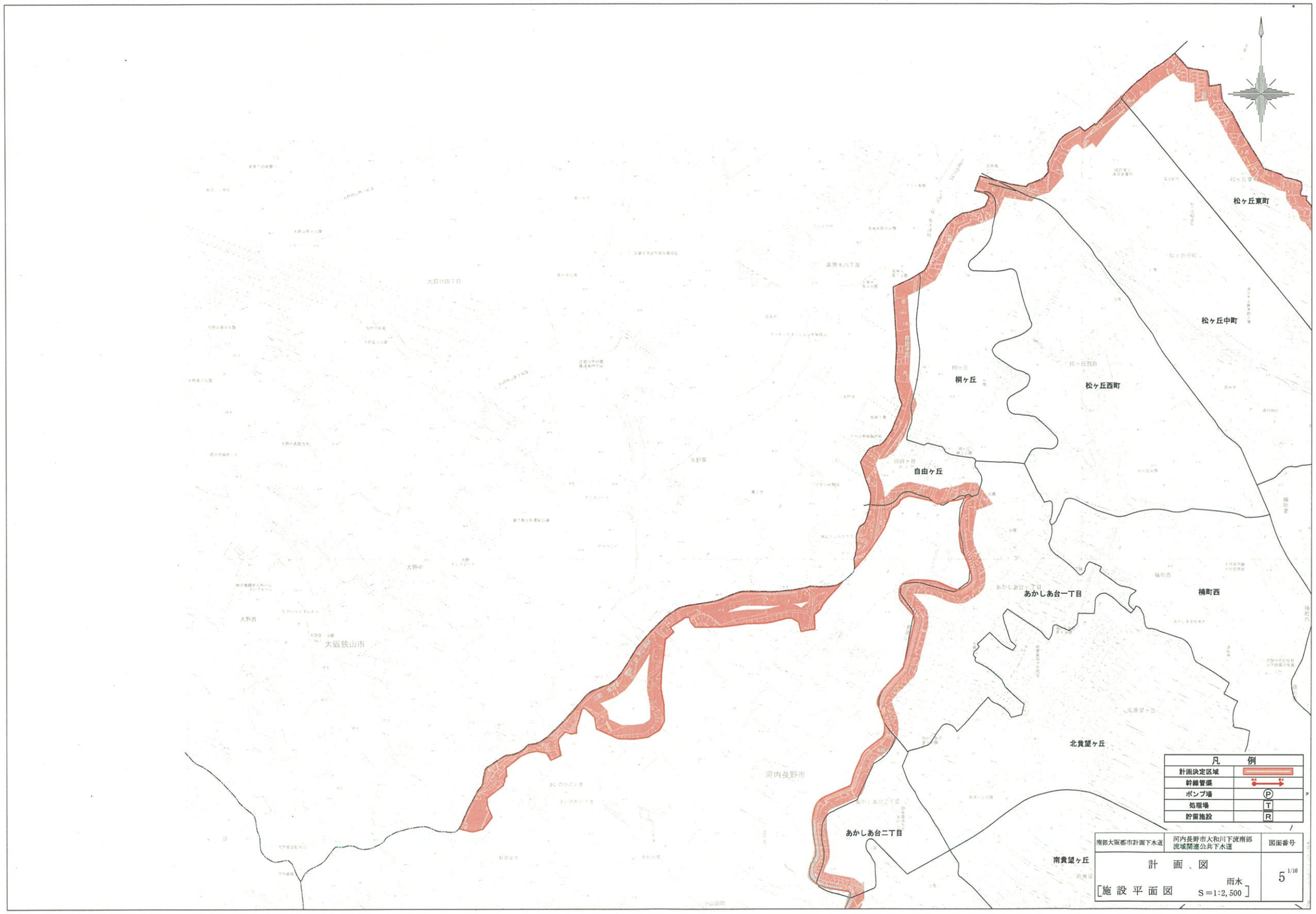

楠ケ丘幹線0.30m 1:220m
起点
河内長野市三日市町
三日市町
南花台八丁目
南花台一丁目
小塩町
西片添町
東片添町
中片添町
清見台一丁目
清見台二丁目
清見台三丁目
清見台四丁目
清見台五丁目
神ガ丘
石見川
美加の台一丁目
美加の台二丁目
美加の台三丁目
美加の台六丁目
美加の台七丁目
加賀田
北青葉台
石仏
河内長野市
流域下水道河内長野幹線
凡例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
流域下水道
流域下水ポンプ場
P
T
R
P
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計画図
[施設平面図 S=1:2,500]
汚水
4 8/10

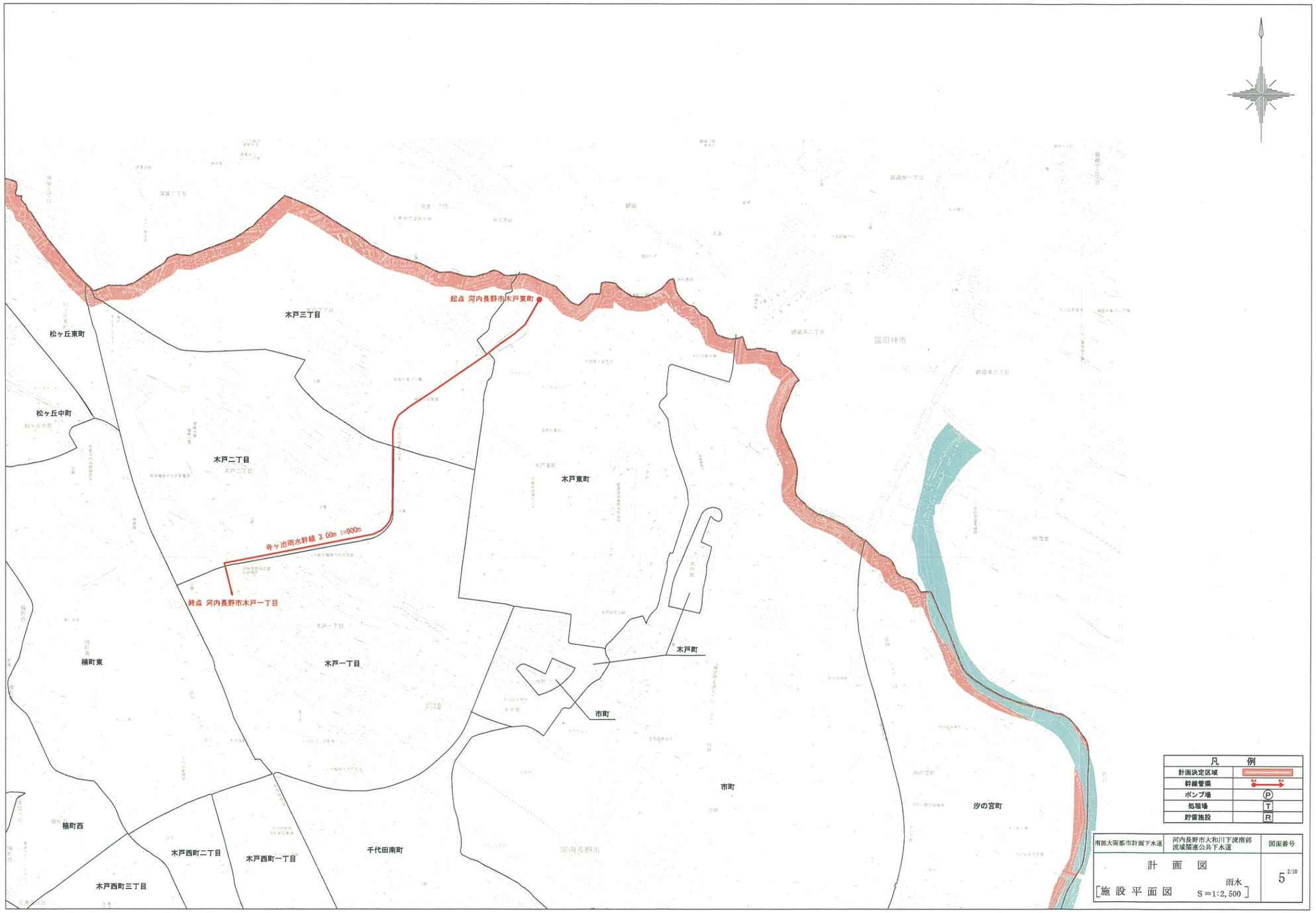

大矢船北町
高向
加賀田
大矢船中町
日野
大矢船南町
日野
日野
大矢船西町
高向
南ヶ丘
加賀田
凡　例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
流域下水道
流域下水ポンプ場
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計　画　図
[施設平面図　汚水　S＝1:2,500]
4 9/10

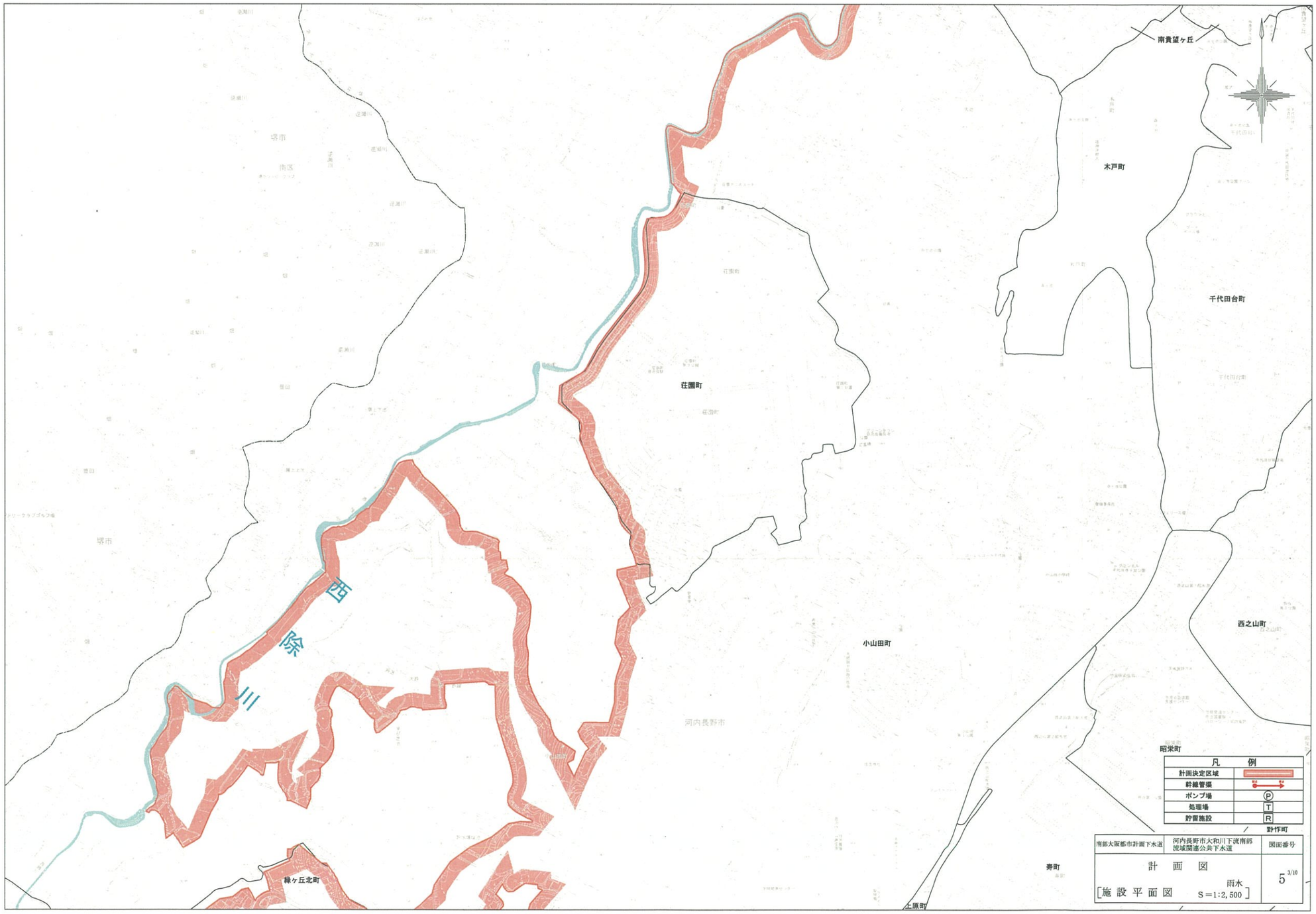


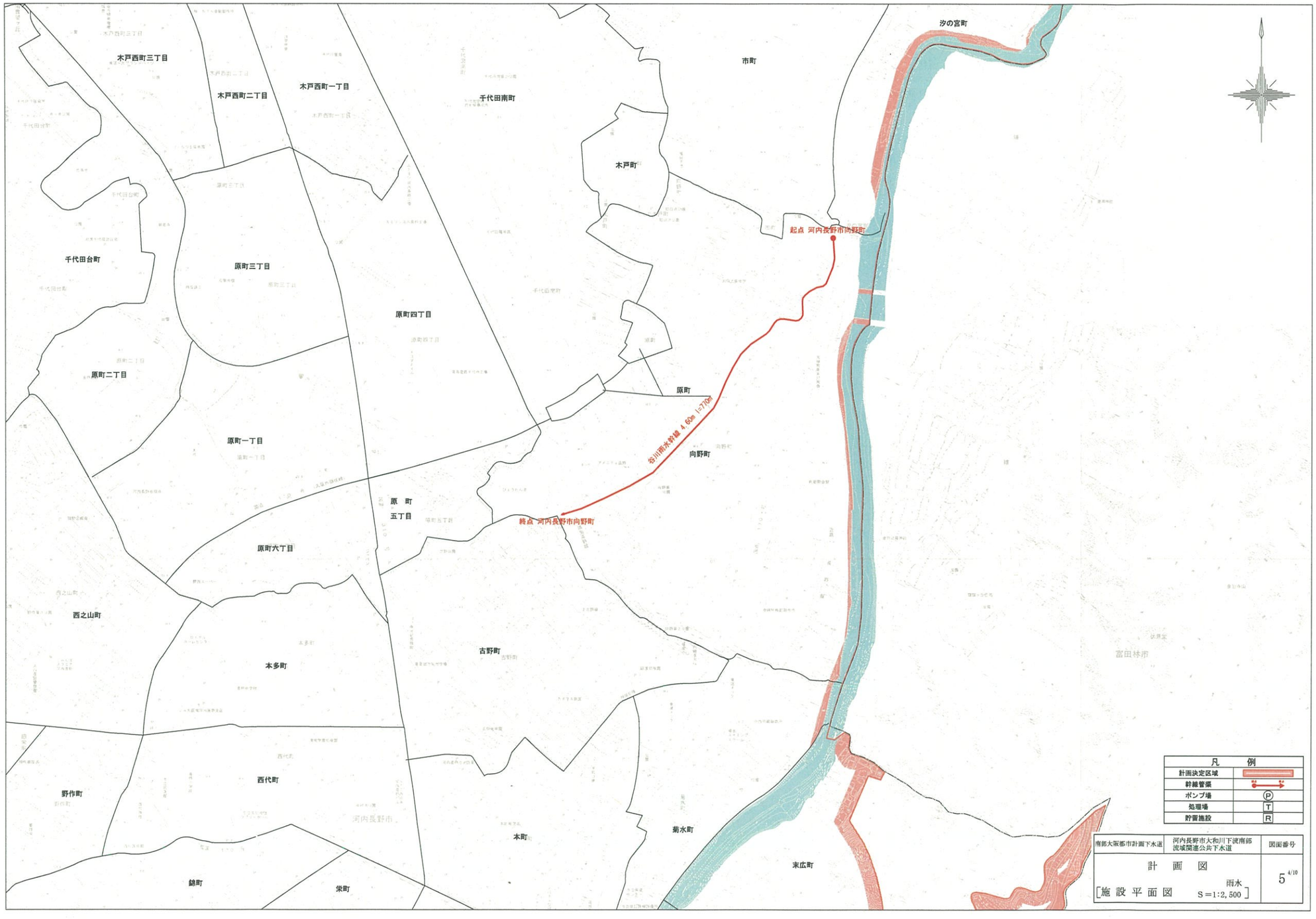
凡例	
計画決定区域	
幹線管渠	
ポンプ場	P
処理場	T
貯留施設	R
流域下水道	
流域下水ポンプ場	P

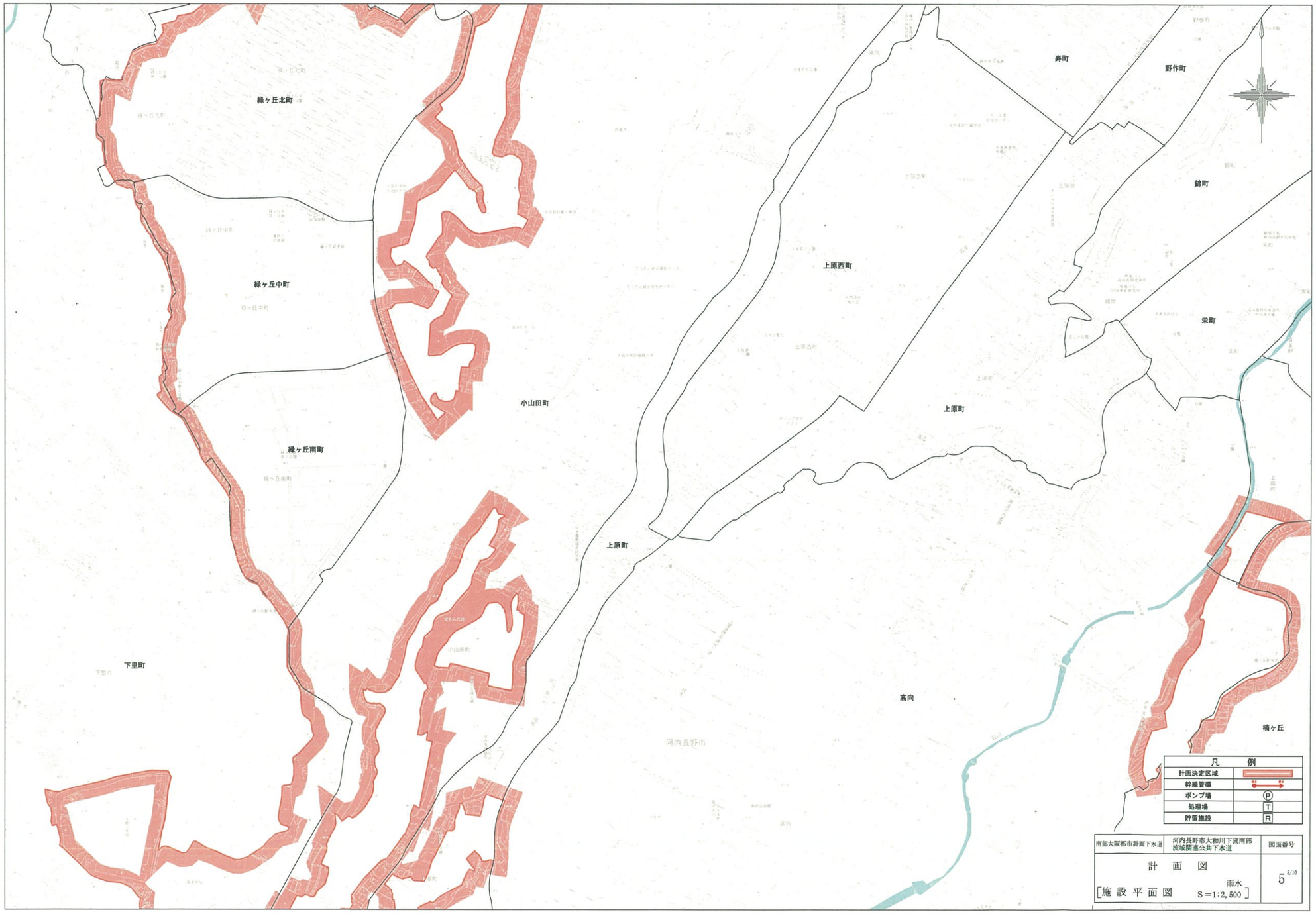
南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計画図 [施設平面図 汚水 S=1:2,500]		4 10/10


松ヶ丘東町
松ヶ丘中町
桐ヶ丘
松ヶ丘西町
自由ヶ丘
あかしあ台一丁目
楠町西
北貴望ヶ丘
南貴望ヶ丘
あかしあ台二丁目
大阪狭山市
河内長野市
凡　例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計　画　図
雨水
[施設平面図　S＝1:2,500]
5 1/10

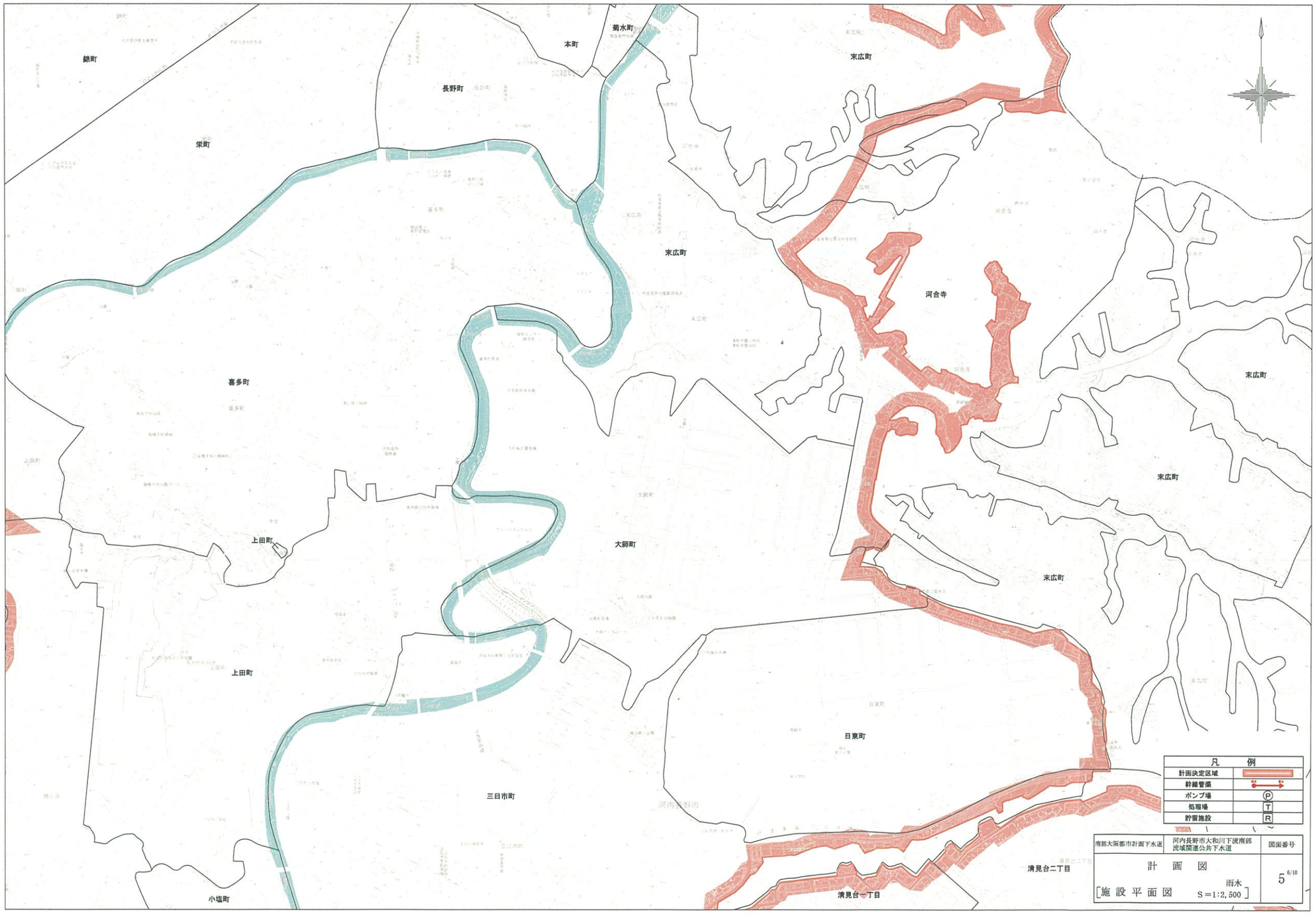

起点 河内長野市木戸東町
終点 河内長野市木戸一丁目
寺ヶ池雨水幹線 3.00m I=900m
木戸三丁目
松ヶ丘東町
松ヶ丘中町
木戸二丁目
木戸東町
木戸町
市町
木戸一丁目
楠町東
楠町西
木戸西町二丁目
木戸西町一丁目
木戸西町三丁目
千代田南町
汐の宮町
富田林市
河内長野市
凡例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計画図
雨水
施設平面図 S=1:2,500
5 2/10

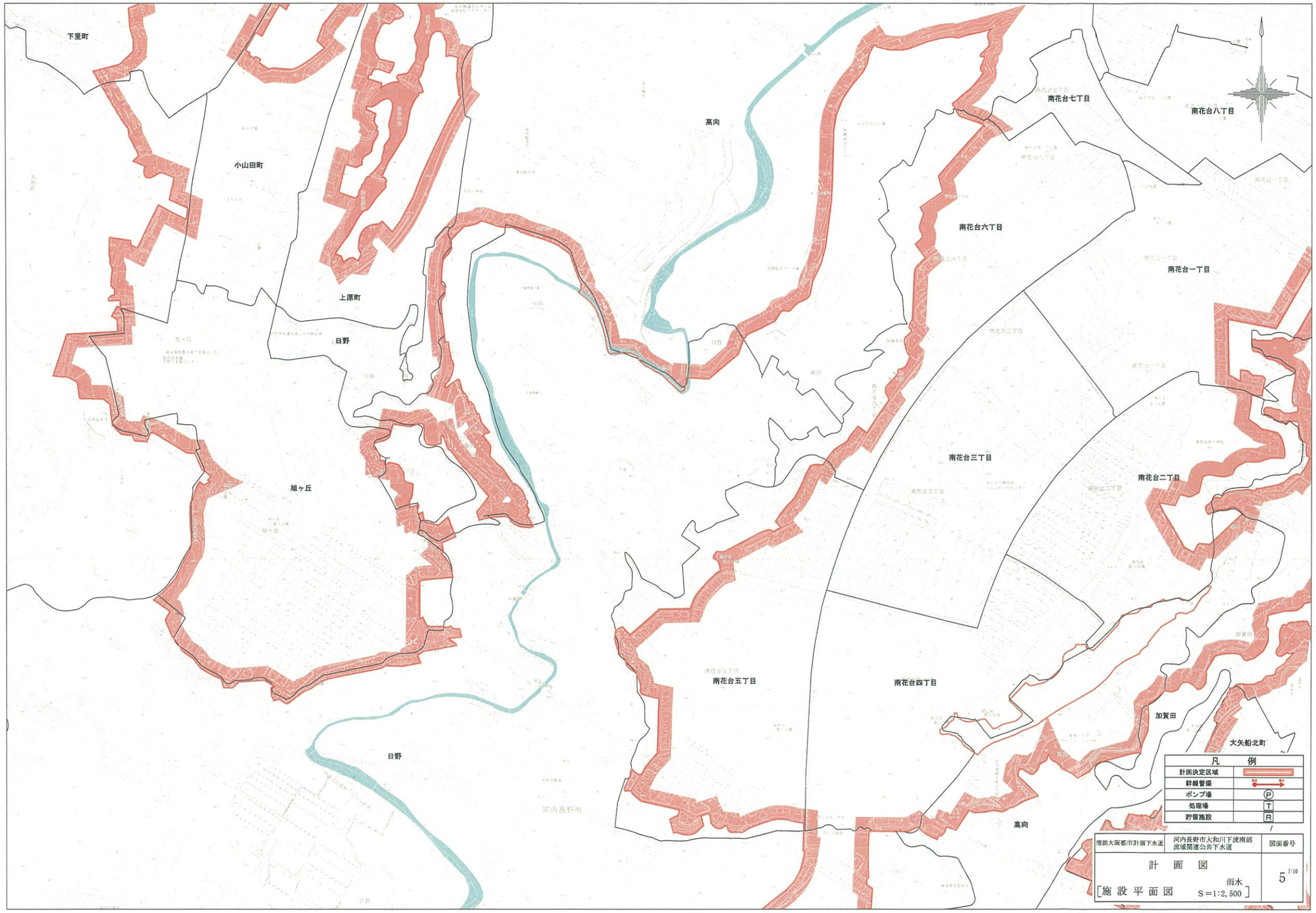

南貴望ヶ丘
木戸町
千代田台町
荘園町
堺市
南区
西除川
小山田町
河内長野市
西之山町
昭栄町
緑ヶ丘北町
寿町
上原町
野作町
凡　例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計　画　図
雨水
[施設平面図　S＝1:2,500]
5 3/10

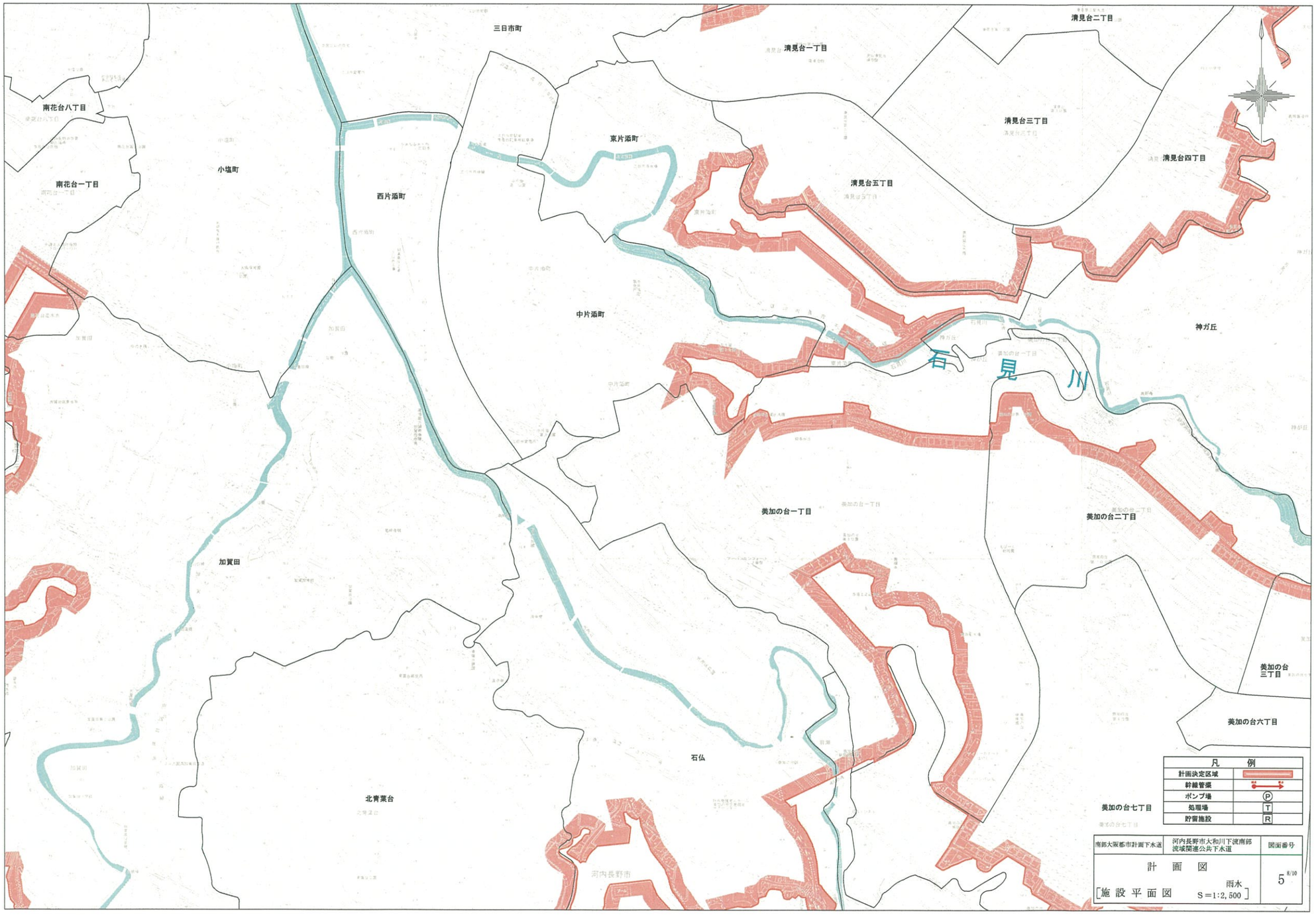

木戸西町三丁目
木戸西町二丁目
木戸西町一丁目
千代田南町
市町
汐の宮町
木戸町
起点 河内長野市関屋町
千代田台町
原町三丁目
原町四丁目
原町二丁目
原町
原町一丁目
向野町
原 町
五丁目
終点 河内長野市向野町
原町六丁目
西之山町
古野町
本多町
富田林市
野作町
西代町
河内長野市
本町
菊水町
末広町
錦町
栄町
凡 例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計 画 図
[施設平面図 雨水 S=1:2,500]
5 4/10

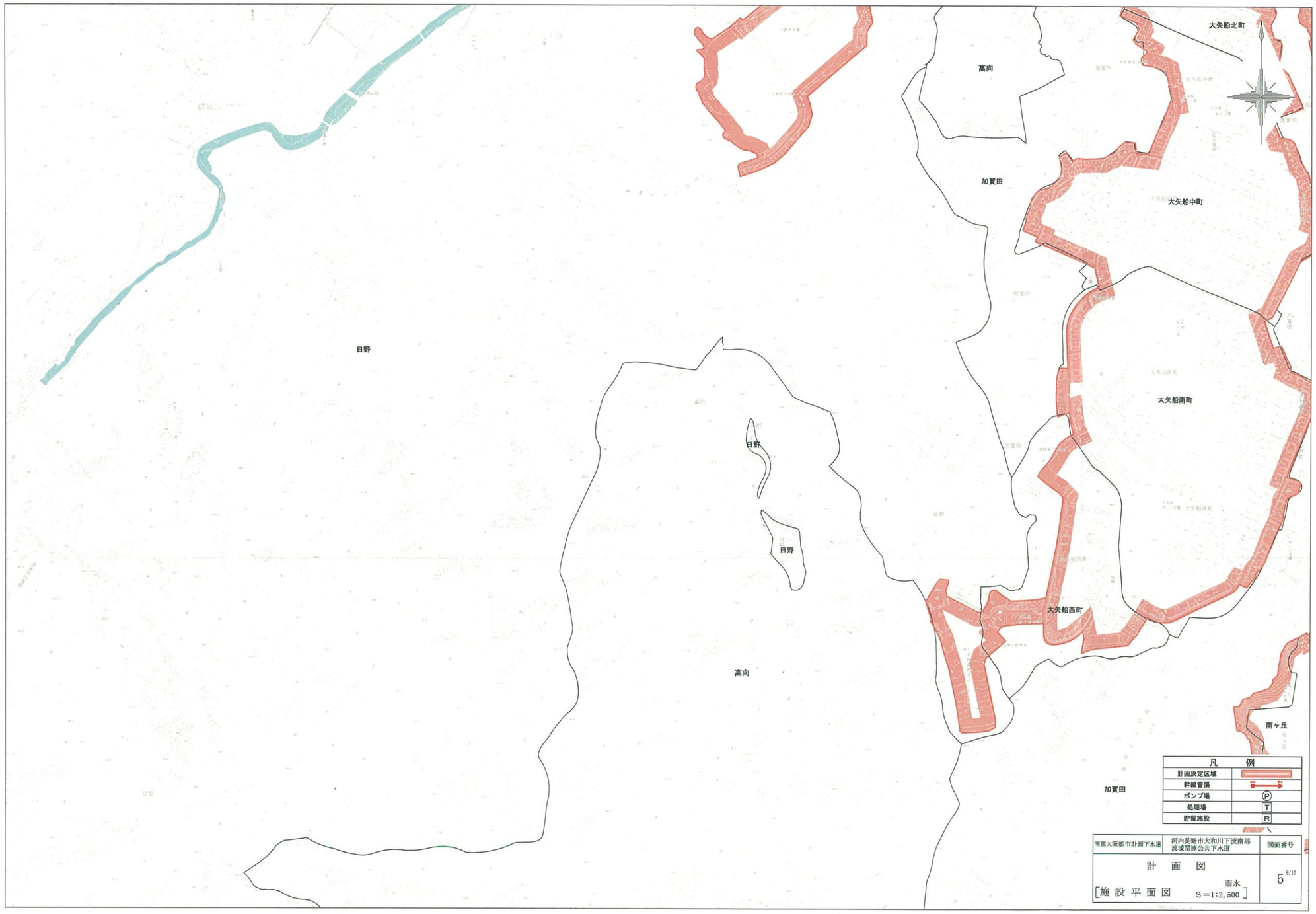


南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計画図 [施設平面図 雨水 S＝1:2,500]		5 5/10


鰯町
栄町
喜多町
上田町
小塩町
本町
菊水町
長野町
末広町
大師町
三日市町
日東町
河合寺
清見台一丁目
清見台二丁目
凡　例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計　画　図
雨水
[施設平面図　S＝1:2,500]
5 6/10


下里町
小山田町
上原町
日野
旭ヶ丘
日野
河内長野市
高向
南花台七丁目
南花台八丁目
南花台六丁目
南花台一丁目
南花台三丁目
南花台二丁目
南花台五丁目
南花台四丁目
加賀田
大矢船北町
高向
凡　例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計　画　図
雨水
[施設平面図　S＝1:2,500]
5 7/10


三日市町
南花台八丁目
南花台一丁目
小塩町
西片添町
東片添町
中片添町
清見台一丁目
清見台二丁目
清見台三丁目
清見台四丁目
清見台五丁目
神ガ丘
石見川
美加の台一丁目
美加の台二丁目
美加の台三丁目
美加の台六丁目
美加の台七丁目
加賀田
北青葉台
石仏
河内長野市
凡例
計画決定区域
幹線管渠
ポンプ場
処理場
貯留施設
南部大阪都市計画下水道
河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道
図面番号
計画図
雨水
[施設平面図 S=1:2,500]
5 8/10



南部大阪都市計画下水道	河内長野市大和川下流南部流域関連公共下水道	図面番号
計　画　図 [施設平面図　雨水　S＝1:2,500]		5 9/10

６．南部大阪都市計画道路の変更（付議）

河長都計第291－6号
令和７年１月27日

河内長野市都市計画審議会
会長　井戸　清明　様

河内長野市長　西　野　修　平

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第21条第２項において準用する同法第19条第１項の規定により、次のように審議会に付議します。

理　　由

本市では、都市計画マスタープランにおいて、「新たな産業地の形成を推進するための道路ネットワークの形成として、都市計画道路大阪河内長野線の整備を促進するとともに、堺市方面の高速道路インターチェンジへのアクセス利便性を高めるネットワークを形成していく。」としている。

このことから、本市と堺市方面を繋ぐ道路ネットワークにより、交通利便性や防災性の向上を図り、沿道土地活用による地域経済の活性化に寄与するため、本案のとおり３・５・216－12号野作赤峰下里線を変更するものである。

平成23年に大阪府が策定した「都市計画（道路）見直しの基本方針」に基づき、未整備区間のある路線について、計画の必要性、事業の実現性などから見直しを実施し、３・５・216－15号千代田駅前鳴尾線を廃止するものである。

南部大阪都市計画道路の変更（河内長野市決定）

1.南部大阪都市計画道路中、3･5･216-12 号野作赤峰下里線を、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員(m)	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・216-12	野作赤峰下里線	河内長野市西之山町地内	河内長野市小山田町地内	河内長野市小山田町地内	2,950m	地表式	2	12	幹線街路と平面交差3箇所	
	車線の数の内訳		2車線			2,950m					
	構造形式の内訳		河内長野市西之山町地内	河内長野市昭栄町地内		580m	地表式		16		
			河内長野市昭栄町地内	河内長野市小山田町地内		1,510m	地表式		12		
			河内長野市小山田町地内	河内長野市小山田町地内		690m	地表式		18		
			河内長野市小山田町地内	河内長野市小山田町地内		170m	地表式		11		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2.南部大阪都市計画道路中、3･5･216-15 号千代田駅前鳴尾線を廃止する。

河内長野市 都市計画図（南部大阪都市計画区域）

総括図	令和6年度 南部大阪都市計画道路の変更 （河内長野市決定）
S=1/10,000	

凡例

変更・追加	
変更・廃止	

凡例

市街化区域界	
用途地域界	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
外壁の後退距離（1m）	
都市計画道路	
都市計画公園	
府営長野公園（天野山地区）	
準防火地域	
市街地再開発事業施行区域（完了） 高度利用地区・防火地域	
住宅地区整備事業施行区域（完了） 住宅地区整備事業地区・防火地域	
土地区画整理事業施行区域（完了） （土地区画整理事業地区）	
土地区画整理事業施行区域（完了）	
地区計画	

用途地域	建ぺい率(%)	容積率(%)	外壁の後退距離	高度地区
第一種低層住居専用地域	40	80	1m	第1種高度地区
	50	100	1m	−
	60	150	−	−
第一種中高層住居専用地域	60	200	−	第2種高度地区
第二種中高層住居専用地域	60	200	−	
第一種住居地域	60	200	−	
第二種住居地域	60	200	−	第3種高度地区
準住居地域	60	200	−	
近隣商業地域	80	200	−	−
	80	300	−	−
商業地域	80	400	−	−
準工業地域	60	200	−	−
工業地域	60	200	−	−

掲載都市計画：平成29年3月13日時点
※高度利用地区については、現況の建築の制限等を特定で確認下さい。

（注）
本図は参考図ですので、詳細については、河内長野市都市づくり部都市計画室でご確認下さい。

※1 都市計画道路千代田駅前線（平成16年2月27日廃止）より23m
※2 都市計画道路長野高向線（平成16年2月27日廃止）より25m
※3 都市計画道路長野滝川持線（平成25年2月22日廃止）より23m
※4 都市計画道路我山二日市線（平成25年2月22日廃止）より25m
※5 都市計画道路古野長野線（平成25年2月22日廃止）の中心線
※6 都市計画道路三日市小塩線（平成25年2月22日廃止）の中心線

計 画 図(1)	令和6年度 南部大阪都市計画道路の変更 (河内長野市決定) 3・5・216-12号 野作赤峰下里線
S=1/2,500	

凡 例	
	変更・追加
	変更・廃止

N

大塚橋（No197）

3・5・216-12野作赤峰下里線（2L）

一般府道 大野天野線

3・3・216-2 大阪河内長野線（4L）

南道 松ヶ丘小山田広野線

市道 サニータウン八号線

市道 青葉ケ丘小山田線

3・3・216-4 大阪外環状線（4L）

3・4・216-9 野作向野線（2L）

3・6・216-15 緑町野作線（2L）

一般国道170号 大阪外環状線

12～15(2L)　12(2L)　18(2L)　12(2L)　16(2L)　16(2L)

0m　50m　100m　200m　500m

6-5

計 画 図(2)	令和6年度 南部大阪都市計画道路の変更 (河内長野市決定)
	3・5・216-12号 野作赤峰下里線

S=1/2,500

凡 例	
	変更・追加
	変更・廃止

N

大塚橋（No197）

3・5・216－12野作赤峰下里線（2L）

一般府道 大野天野線

市道 下里大野線

西條川

走瀬川

堺市

堺カントリークラブゴルフ場

小山田町

豊田

畑

片蔵

下里町

河内長野市

大池

緑ヶ丘北町

緑ヶ丘第一公園

緑ヶ丘中第1公園

グラウンド

公園

天理教錦峯分教会

赤峰市民広場

学校給食センター

住吉神社

中野鉄工

上原

3・4・216－5 河内長野東北線（4L）

3・3・216－2 大阪河内長野線（4L）

市道 緑ヶ丘第1号線

市道 松ヶ丘小山田広野線

市道 東野ヶ丘小山田線

18(2L)

12～15(2L)

11～14(2L)

11(2L)

15～18(2L)

0m 50m 100m 200m 500m

計画図(3)	令和 6 年度 南部大阪都市計画道路の変更 (河内長野市決定)
3・5・216-15号 千代田駅前鳴尾線	
S=1/2,500	

千代田駅前鳴尾線

3・5・216－15号 千代田駅前鳴尾線(2)

千代田駅前鳴尾線

テキスト

千代田駅前鳴尾線

3・4・216－18
千代田駅前
交通広場線

千代田駅前交通広場線

3・5・216－15号 千代田駅前鳴尾線(2)

凡 例

廃止　　変更なし

1／2，500

0　50　100　200 メートル